

令和 7 年度

# 税務統計

熊本市



## 目 次

1 市 勢 と 市 税 .....	5
1 熊本市の市勢あらましと市域変遷 .....	7
2 人口及び世帯数等調 .....	8
3 一般会計歳入状況等調 .....	9
4 令和7年度一般会計当初予算額 .....	10
5 税目別決算額等調 .....	12
6 税目別収入状況等調 .....	14
7 税目別調定額と構成割合 .....	18
8 税目別収入額と構成割合 .....	18
9 市税決算額調 .....	20
 2 税 务 の し く み .....	21
1 税務事務分掌 .....	23
2 税務職員数 .....	24
3 税務職員の税務経験年数 .....	25
4 税務職員の職員経験年数 .....	25
 3 個 人 市 民 税 .....	27
1 市県民税当初調定による納税義務者数調 .....	29
2 市県民税決算による納税義務者数調 .....	29
3 個人市民税所得区分別納税義務者数調 .....	30
4 市県民税当初調定額等調 .....	31
5 所得区分別課税状況調 .....	32
6 個人市民税課税標準段階別納税義務者数 .....	34
7 個人市民税課税標準段階別所得割額 .....	34
8 令和7年度控除対象配偶者及び扶養控除の人員に関する調 .....	35
9 令和7年度扶養控除人員別納税義務者数 .....	36
10 令和7年度給与所得の収入金額等に関する調 .....	38
11 諸控除額等に関する調 .....	39
12 所得控除等の人員に関する調 .....	40
13 令和7年度青色申告者及び事業専従者に関する調 .....	41

<b>4 法人市民税</b> .....	<b>43</b>
1 法人市民税産業別調定額に関する調	45
2 令和6年度均等割額別法人数	47
3 令和6年度法人税割額段階別法人数	47
4 令和6年度組織区分別法人数	48
5 令和6年度決算期別法人数	49
6 令和6年度産業別分割区分別法人数	49
7 法人市民税月別調定額等調	50
<b>5 固定資産税</b> .....	<b>51</b>
1 土地の筆数、地積、評価額等調	53
2 家屋の棟数、床面積、評価額等調	54
3 償却資産の件数、決定価格等調	54
4 令和7年度市評価分償却資産の種類別課税標準額等	55
5 固定資産税の納税義務者数調	55
6 固定資産課税台帳の縦覧件数調	55
7 固定資産評価審査の申出状況等調	56
8 国有資産等所在市町村交付金等に関する調	57
<b>6 諸税</b> .....	<b>59</b>
1 軽自動車税課税状況調	61
2 市たばこ税調定状況調	62
3 入湯税調定状況調	62
4 事業所税調定状況調	62
<b>7 市税の減免</b> .....	<b>63</b>
1 市民税の減免状況調	65
2 固定資産税の減免状況調	65
3 軽自動車税の減免状況調	66
4 事業所税の減免状況調	66

<b>8 徴 収</b> .....	67
1 督促状発付件数調 .....	69
2 差押処分状況調 .....	69
3 交付要求状況調 .....	69
4 令和6年度滞納処分停止状況調 .....	70
5 税目別不納欠損額調 .....	71
6 事由別不納欠損額調 .....	71
7 現年度収納における還付金の支出額に関する調 .....	72
8 現年度収納における還付金の支出件数に関する調 .....	72
9 過年度収納における還付金の支出額に関する調 .....	73
10 過年度収納における還付金の支出件数に関する調 .....	73
11 口座振替状況調 .....	74
 <b>9 徴 税 費 そ の 他</b> .....	75
1 徴税費に関する調 .....	77
2 市民の税負担状況調 .....	78
3 市税の還元状況調 .....	78
4 個人県民税徵收取扱費に関する調 .....	79
5 市民税・県民税・森林環境税特定あん分率調 .....	79
6 市民税・県民税確定あん分率調 .....	79
7 税証明等発行件数調 .....	80
8 令和6年度税証明等行政区別集計 .....	80
 <b>10 税 制</b> .....	81
1 地方税制の変遷 .....	83
2 令和7年度市税関係法令概要 .....	89



# 1 市勢と市税

1 熊本市の市勢あらましと市域変遷	7
2 人口及び世帯数等調	8
3 一般会計歳入状況等調	9
4 令和7年度一般会計当初予算額	10
5 税目別決算額等調	12
6 税目別収入状況等調	14
7 税目別調定額と構成割合	18
8 税目別収入額と構成割合	18
9 市税決算額調	20



## 1 熊本市の市勢あらましと市域変遷

市 制 施 行 明治22年4月1日  
 当 時 の 面 積 5.55km<sup>2</sup>  
 ハ 人 口 42,725人

市 庁 舎 位 置 熊本市中央区手取本町1番1号  
 北 緯 32° 48' 12"  
 東 経 130° 42' 29"

令和7年4月1日

面 積 390.44km<sup>2</sup>  
 人 口 735,509人（推計人口）  
 世 帯 数 343,638世帯

### 市 域 変 遷

年 月 日	合 併 町 村 名
明治22. 4. 1	(市制施行)
大正10. 6. 1	春日町、池田村、横手村、黒髪村、島崎村、花園村、古町村、本荘村、春竹村、大江村、本山村
ハ 14. 4. 1	出水村
昭和6. 6. 1	白坪村
ハ 7. 12. 5	画図村
ハ 11. 10. 1	健軍村
ハ 14. 8. 1	清水村
ハ 15. 12. 1	川尻町、日吉村、力合村
ハ 28. 4. 1	田迎村、御幸村
ハ 28. 7. 1	高橋村、池上村、城山村
ハ 29. 10. 1	秋津村
ハ 30. 4. 1	松尾村
ハ 31. 4. 1	託麻村の一部
ハ 32. 1. 1	小島町、龍田村
ハ 33. 4. 1	中島村
ハ 45. 11. 1	託麻村
平成3. 2. 1	北部町、河内町、飽田町、天明町
ハ 20. 10. 6	富合町
ハ 22. 3. 23	植木町、城南町

## 2 人口及び世帯数等調

区分	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	(計)	(人)					
人 口	(計)	(人)	737,490	736,329	736,245	735,675	735,509
	(男)	(人)	348,033	347,614	347,892	347,765	348,031
	(女)	(人)	389,457	388,715	388,353	387,910	387,478
世 帯 数	(世帯)		332,184	330,690	335,386	339,217	343,638
面 積	(k m <sup>2</sup> )		390.32	390.32	390.32	390.32	390.44
一般会計	歳入額	(千円)	426,138,823	408,474,612	413,612,636	428,730,238	予算額 419,300,000
	歳出額	(千円)	416,374,474	399,393,152	402,758,795	419,712,092	予算額 419,300,000
市 税 総 額	(千円)		120,679,722	125,493,743	128,068,501	127,753,091	予算額 133,778,000
基 準 財 政	収入額	(千円)	108,227,442	112,728,344	116,673,957	119,147,984	予算額 122,324,691
	需要額	(千円)	159,073,806	162,163,345	169,860,333	181,215,399	予算額 187,927,134
財 政 力 指 数			0.70	0.70	0.69	0.68	0.67
熊本市の職員数	(人)		9,865	9,946	10,011	10,269	10,441
税 務 職 員 数	(人)		226	224	222	219	219

- ※ 本年度の一般会計歳入額、歳出額及び市税総額は、当初予算額で計上している。
- ※ 昨年度以前の一般会計歳入額、歳出額及び市税総額は、決算額で計上している。
- ※ 本年度の基準財政収入額、需要額及び財政力指数は、当初算定の数値で計上している。
- ※ 昨年度以前の基準財政収入額、需要額及び財政力指数は、再算定後の数値で計上している。
- ※ 人口、世帯数、面積、熊本市の職員数及び税務職員数は、毎年4月1日時点による。

## 3 一般会計歳入状況等調

(単位：千円)

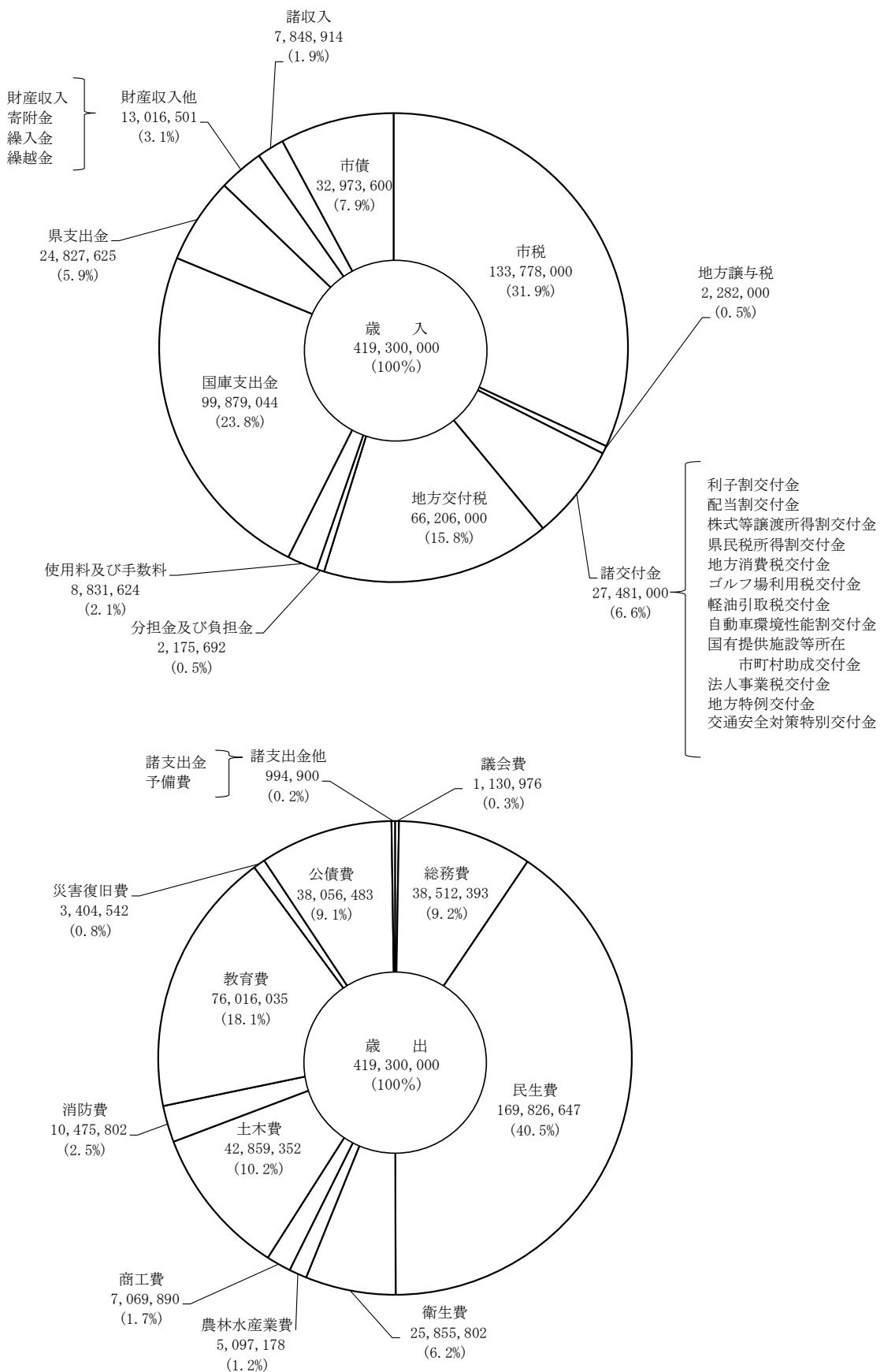
区分	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計歳入総額	454,853,782	426,138,823	408,474,612	413,612,636	428,730,238	
市 税	116,856,952	120,679,722	125,493,743	128,068,501	127,753,091	
地 方 譲 与 税	2,573,870	2,270,680	2,245,631	2,263,855	2,272,131	
利 子 割 交 付 金	65,652	56,917	25,108	23,999	38,184	
配 当 割 交 付 金	283,565	260,430	481,356	363,493	454,978	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	278,582	524,894	326,696	372,570	765,727	
県 民 税 所 得 割 交 付 金	134,965	136,524	149,140	132,413	173,028	
地 方 消 費 税 交 付 金	16,270,646	17,749,187	18,641,036	18,586,060	20,080,290	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	29,476	-	-	13,727	-	
ゴ ル フ 場 利 用 税 金 交 付	9,184	11,623	8,602	7,521	7,113	
軽 油 引 取 税 交 付 金	6,709,293	3,576,652	3,658,547	3,355,028	3,218,189	
環 境 性 能 割 交 付 金	183,111	188,737	234,018	279,961	302,995	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	4,948	4,505	4,509	4,357	4,106	
法 人 事 業 税 交 付 金	827,105	1,452,388	1,504,214	1,507,889	1,724,325	
地 方 交 付 税	45,543,337	53,825,313	52,446,177	56,775,692	65,325,731	
地 方 特 例 交 付 金	1,011,427	2,394,090	1,222,886	1,215,858	5,431,466	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	242,858	229,955	203,308	186,355	182,281	
分 担 金 及 び 負 担 金	1,853,609	1,887,382	1,956,828	2,005,459	2,072,761	
使 用 料 及 び 手 数 料	7,551,651	7,739,187	8,330,328	8,403,155	8,335,662	
国 庫 支 出 金	170,584,443	119,516,913	107,187,071	107,656,507	102,581,835	
県 支 出 金	24,478,630	26,898,493	25,840,917	28,003,659	26,138,823	
財 産 収 入	3,138,992	3,518,970	4,334,746	4,816,495	3,794,100	
寄 附 金	614,779	638,731	898,543	980,001	1,294,629	
繰 入 金	5,487,258	5,351,904	3,953,873	4,017,771	8,173,892	
繰 越 金	7,957,532	10,408,758	9,764,349	9,081,461	10,853,842	
諸 収 入	4,964,417	5,514,968	5,421,286	5,145,649	5,394,459	
市 債	37,197,500	41,301,900	34,141,700	30,345,200	32,356,600	
一般会計歳出総額	444,445,025	416,374,474	399,393,152	402,758,795	419,712,092	

4 令和7年度一般会計当初予算額

(歳入)	(単位:千円、%)		(歳出)	(単位:千円、%)	
款	金額	構成比	款	金額	構成比
市 税	133,778,000	31.9	議 会 費	1,130,976	0.3
地 方 譲 与 税	2,282,000	0.5	総 務 費	38,512,393	9.2
利 子 割 交 付 金	-	0.0	民 生 費	169,826,647	40.5
配 当 割 交 付 金	406,000	0.1	衛 生 費	25,855,802	6.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	613,000	0.1	農 林 水 産 業 費	5,097,178	1.2
県 民 税 所 得 割 交 付 金	165,000	0.0	商 工 費	7,069,890	1.7
地 方 消 費 税 交 付 金	19,806,000	4.7	土 木 費	42,859,352	10.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,000	0.0	消 防 費	10,475,802	2.5
軽 油 引 取 税 交 付 金	3,174,000	0.8	教 育 費	76,016,035	18.1
自 動 車 環 境 性 能 割 交 付 金	341,000	0.1	災 害 復 旧 費	3,404,542	0.8
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	5,000	0.0	公 債 費	38,056,483	9.1
法 人 事 業 税 交 付 金	1,620,000	0.4	諸 支 出 金	874,900	0.2
地 方 交 付 税	66,206,000	15.8	予 備 費	120,000	0.0
地 方 特 例 交 付 金	1,128,000	0.3			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	215,000	0.1			
分 担 金 及 び 負 担 金	2,175,692	0.5			
使 用 料 及 び 手 数 料	8,831,624	2.1			
国 庫 支 出 金	99,879,044	23.8			
県 支 出 金	24,827,625	5.9			
財 产 収 入	4,099,263	1.0			
寄 附 金	1,387,336	0.3			
繰 入 金	6,529,902	1.6			
繰 越 金	1,000,000	0.2			
諸 収 入	7,848,914	1.9			
市 債	32,973,600	7.9			
歳 入 合 計	419,300,000	100.0	歳 出 合 計	419,300,000	100.0

令和7年度一般会計当初予算額

(単位 : 千円)



5 税目別決算額等調

区分	年度	令和2年度			令和3年度		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
市 税 合 計	120,185,672	116,856,952	97.2	122,937,082	120,679,722	98.2	
	現年課税分	117,706,258	115,898,251	98.5	120,040,280	119,137,649	99.2
	滞納繰越分	2,479,414	958,701	38.7	2,896,802	1,542,073	53.2
	対前年比	99.7	99.2		102.3	103.3	
個人市民税	53,518,607	52,152,244	97.4	52,931,631	51,742,507	97.8	
	現年課税分	52,208,289	51,655,685	98.9	51,816,346	51,324,356	99.1
	滞納繰越分	1,310,318	496,559	37.9	1,115,285	418,151	37.5
法人市民税	8,286,435	8,106,366	97.8	8,905,895	8,777,798	98.6	
	現年課税分	8,179,992	8,071,027	98.7	8,755,599	8,717,764	99.6
	滞納繰越分	106,443	35,339	33.2	150,296	60,034	39.9
固定資産税	43,505,427	42,050,532	96.7	43,013,728	42,306,703	98.4	
	現年課税分	42,647,430	41,701,486	97.8	41,741,460	41,466,671	99.3
	滞納繰越分	857,997	349,046	40.7	1,272,268	840,032	66.0
軽自動車税	2,035,277	1,947,555	95.7	2,082,494	2,015,052	96.8	
	現年課税分	1,947,225	1,919,745	98.6	2,023,035	1,996,162	98.7
	滞納繰越分	88,052	27,810	31.6	59,459	18,890	31.8
市たばこ税	4,791,593	4,791,593	100.0	5,089,239	5,089,229	100.0	
	現年課税分	4,791,593	4,791,593	100.0	5,089,239	5,089,229	100.0
	滞納繰越分	0	0	—	0	0	—
特別土地保有税	0	0	—	0	0	—	
	現年課税分	0	0	—	0	0	—
	滞納繰越分	0	0	—	0	0	—
入湯税	9,373	9,373	100.0	17,688	17,688	100.0	
	現年課税分	9,373	9,373	100.0	17,688	17,688	100.0
	滞納繰越分	0	0	—	0	0	—
事業所税	2,411,058	2,361,024	97.9	2,521,865	2,494,835	98.9	
	現年課税分	2,406,285	2,356,571	97.9	2,471,830	2,454,578	99.3
	滞納繰越分	4,773	4,453	93.3	50,035	40,257	80.5
都市計画税	5,627,902	5,438,265	96.6	8,374,542	8,235,910	98.3	
	現年課税分	5,516,071	5,392,771	97.8	8,125,083	8,071,201	99.3
	滞納繰越分	111,831	45,494	40.7	249,459	164,709	66.0

(単位：千円、%)

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
127,624,573	125,493,743	98.3	129,926,359	128,068,501	98.6	129,441,751	127,753,091	98.7
125,647,547	124,718,519	99.3	128,104,925	127,209,932	99.3	127,898,068	127,045,607	99.3
1,977,026	775,224	39.2	1,821,434	858,569	47.1	1,543,683	707,484	45.8
103.8	104.0		101.8	102.1		99.6	99.8	
54,066,959	52,887,669	97.8	55,304,309	54,185,172	98.0	52,803,737	51,780,345	98.1
53,010,834	52,481,965	99.0	54,288,550	53,742,184	99.0	51,846,884	51,341,069	99.0
1,056,125	405,704	38.4	1,015,759	442,988	43.6	956,853	439,276	45.9
9,154,511	9,060,267	99.0	8,674,338	8,591,203	99.0	9,188,857	9,079,117	98.8
9,064,160	9,025,747	99.6	8,595,166	8,560,480	99.6	9,121,970	9,055,780	99.3
90,351	34,520	38.2	79,172	30,723	38.8	66,887	23,337	34.9
45,497,847	44,842,462	98.6	46,596,040	46,096,298	98.9	47,782,803	47,362,060	99.1
44,865,568	44,589,684	99.4	46,038,475	45,799,367	99.5	47,387,565	47,174,060	99.5
632,279	252,778	40.0	557,565	296,931	53.3	395,238	188,000	47.6
2,187,837	2,127,012	97.2	2,245,209	2,190,457	97.6	2,342,997	2,294,424	97.9
2,135,445	2,109,397	98.8	2,198,689	2,172,182	98.8	2,299,339	2,275,331	99.0
52,392	17,615	33.6	46,520	18,275	39.3	43,658	19,093	43.7
5,424,414	5,424,414	100.0	5,555,986	5,555,986	100.0	5,504,927	5,504,927	100.0
5,424,404	5,424,404	100.0	5,555,986	5,555,986	100.0	5,504,927	5,504,927	100.0
10	10	100.0	0	0	—	0	0	—
0	0	—	0	0	—	0	0	—
0	0	—	0	0	—	0	0	—
0	0	—	0	0	—	0	0	—
28,271	28,271	100.0	34,731	34,731	100.0	36,861	36,861	100.0
28,271	28,271	100.0	34,731	34,731	100.0	36,861	36,861	100.0
0	0	—	0	0	—	0	0	—
2,539,715	2,525,222	99.4	2,557,413	2,553,055	99.8	2,575,573	2,570,963	99.8
2,515,975	2,509,451	99.7	2,542,920	2,540,879	99.9	2,571,180	2,569,647	99.9
23,740	15,771	66.4	14,493	12,176	84.0	4,393	1,316	30.0
8,725,019	8,598,426	98.5	8,958,333	8,861,599	98.9	9,205,996	9,124,394	99.1
8,602,890	8,549,600	99.4	8,850,408	8,804,123	99.5	9,129,342	9,087,932	99.5
122,129	48,826	40.0	107,925	57,476	53.3	76,654	36,462	47.6

6 税目別収入状況等調

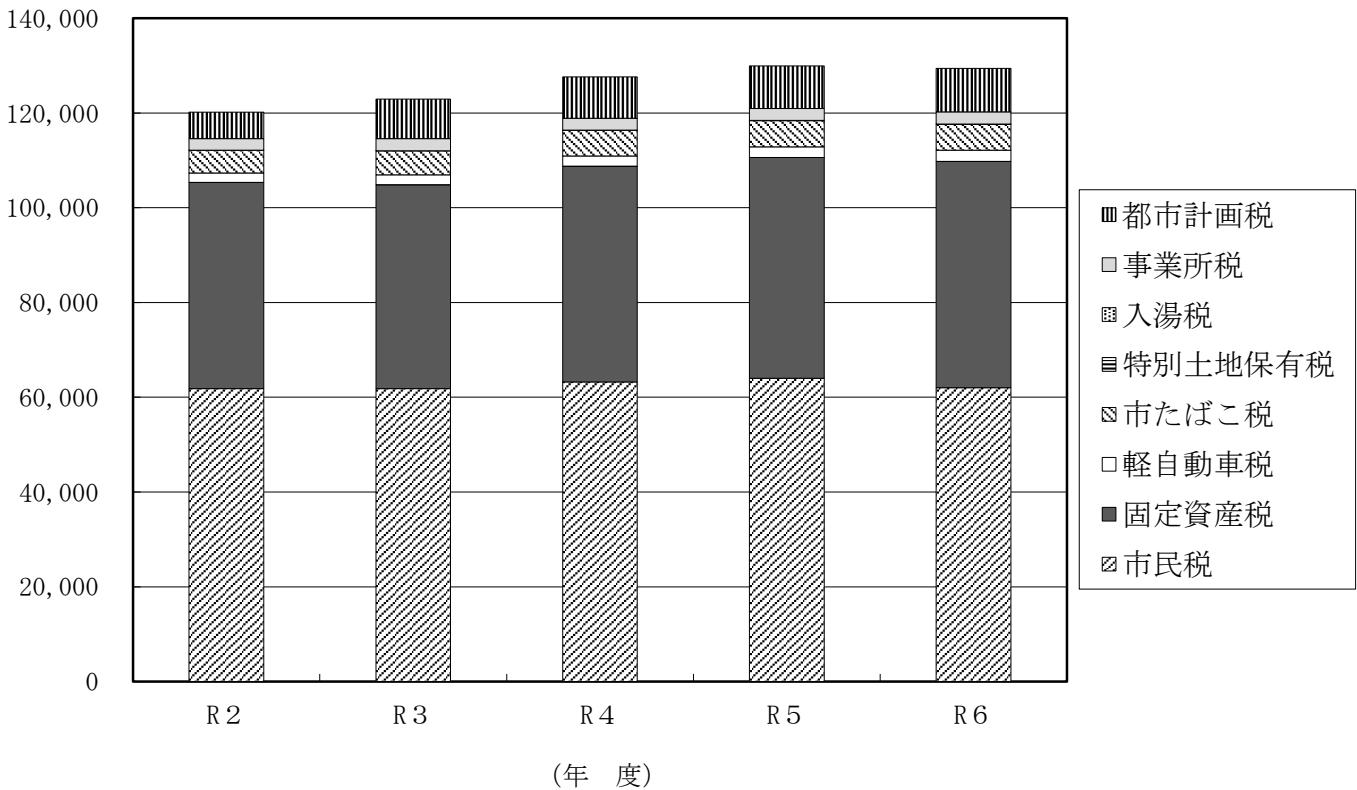
区分	年 度	令和2年度			令和3年度		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
市 税 合 計		120,185,672	116,856,952	97.2	122,937,082	120,679,722	98.2
現年課税分計		117,706,258	115,898,251	98.5	120,040,280	119,137,649	99.2
市 民 税		60,388,281	59,726,712	98.9	60,571,945	60,042,120	99.1
普 通 徴 収		9,529,623	9,040,626	94.9	9,356,672	8,928,510	95.4
特 別 徴 収		42,678,666	42,615,059	99.9	42,459,674	42,395,846	99.8
小 計		52,208,289	51,655,685	98.9	51,816,346	51,324,356	99.1
法 人 市 民 税		8,179,992	8,071,027	98.7	8,755,599	8,717,764	99.6
固 定 資 産 税		42,647,430	41,701,486	97.8	41,741,460	41,466,671	99.3
純 固 定 資 産 税		42,318,709	41,372,765	97.8	41,436,269	41,161,480	99.3
交 付 金		328,721	328,721	100.0	305,191	305,191	100.0
軽 自 動 車 税		1,947,225	1,919,745	98.6	2,023,035	1,996,162	98.7
市 た ば こ 税		4,791,593	4,791,593	100.0	5,089,239	5,089,229	100.0
特別土地保有税		0	0	—	0	0	—
入 湯 税		9,373	9,373	100.0	17,688	17,688	100.0
事 業 所 税		2,406,285	2,356,571	97.9	2,471,830	2,454,578	99.3
都 市 計 画 税		5,516,071	5,392,771	97.8	8,125,083	8,071,201	99.3
滞 納 繰 越 分		2,479,414	958,701	38.7	2,896,802	1,542,073	53.2

(単位：千円、%)

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
127,624,573	125,493,743	98.3	129,926,359	128,068,501	98.6	129,441,751	127,753,091	98.7
125,647,547	124,718,519	99.3	128,104,925	127,209,932	99.3	127,898,068	127,045,607	99.3
62,074,994	61,507,712	99.1	62,883,716	62,302,664	99.1	60,968,854	60,396,849	99.1
10,049,334	9,588,258	95.4	10,500,330	10,035,423	95.6	10,249,509	9,804,107	95.7
42,961,500	42,893,707	99.8	43,788,220	43,706,761	99.8	41,597,375	41,536,962	99.9
53,010,834	52,481,965	99.0	54,288,550	53,742,184	99.0	51,846,884	51,341,069	99.0
9,064,160	9,025,747	99.6	8,595,166	8,560,480	99.6	9,121,970	9,055,780	99.3
44,865,568	44,589,684	99.4	46,038,475	45,799,367	99.5	47,387,565	47,174,060	99.5
44,537,674	44,261,790	99.4	45,721,596	45,482,488	99.5	47,070,343	46,856,838	99.5
327,894	327,894	100.0	316,879	316,879	100.0	317,222	317,222	100.0
2,135,445	2,109,397	98.8	2,198,689	2,172,182	98.8	2,299,339	2,275,331	99.0
5,424,404	5,424,404	100.0	5,555,986	5,555,986	100.0	5,504,927	5,504,927	100.0
0	0	—	0	0	—	0	0	—
28,271	28,271	100.0	34,731	34,731	100.0	36,861	36,861	100.0
2,515,975	2,509,451	99.7	2,542,920	2,540,879	99.9	2,571,180	2,569,647	99.9
8,602,890	8,549,600	99.4	8,850,408	8,804,123	99.5	9,129,342	9,087,932	99.5
1,977,026	775,224	39.2	1,821,434	858,569	47.1	1,543,683	707,484	45.8

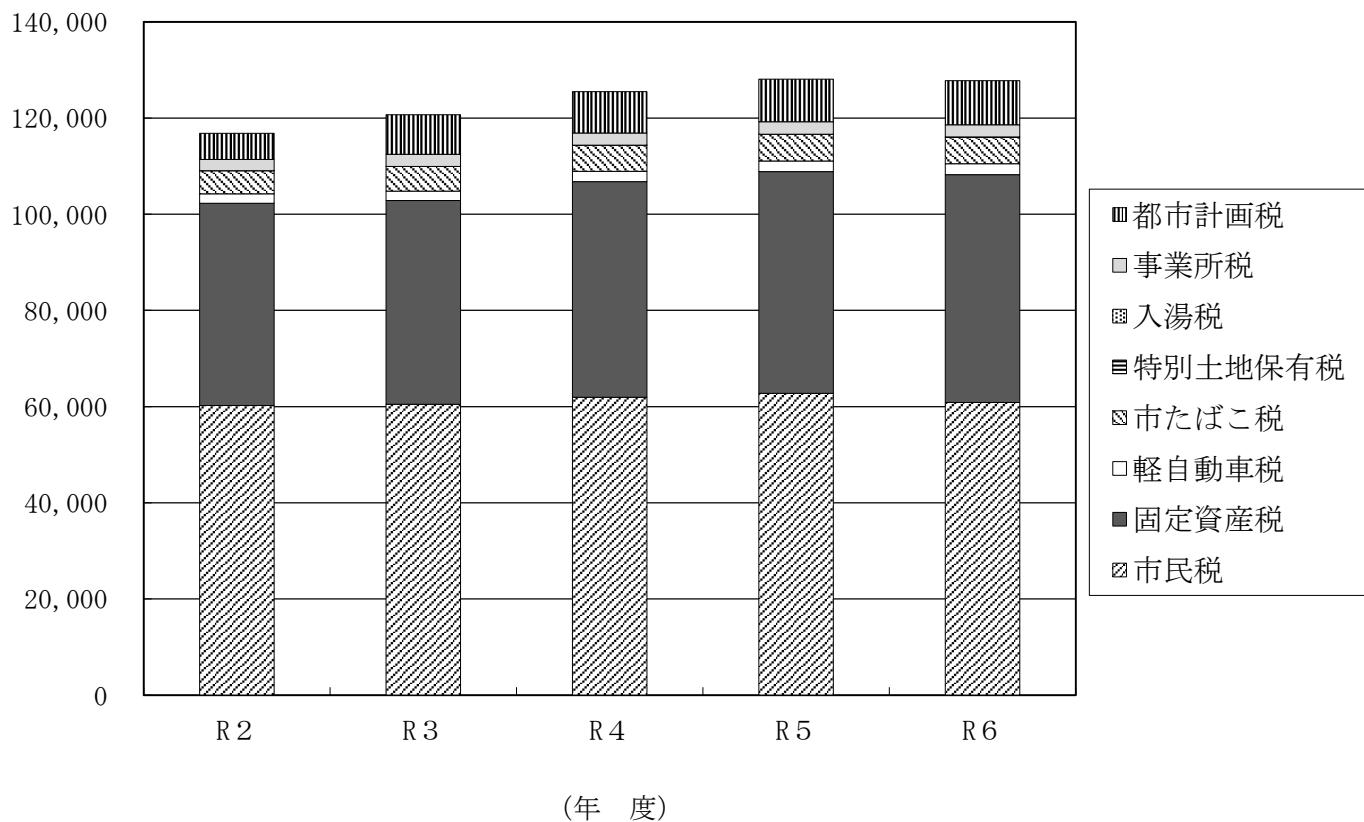
### 調定額の推移

(単位：百万円)

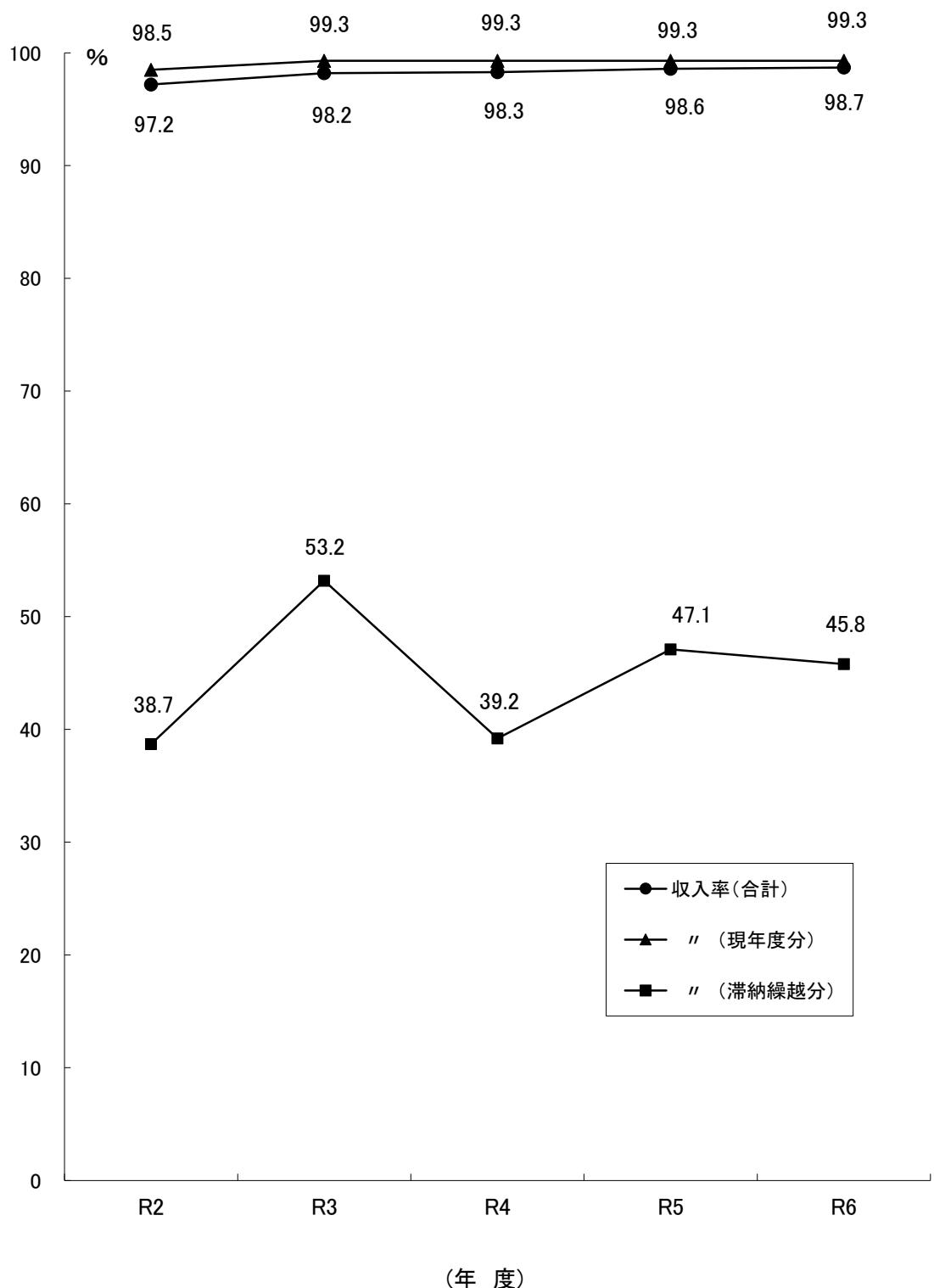


### 収入額の推移

(単位：百万円)



### 収入率の推移



## 7 税目別調定額と構成割合

(単位：千円、%)

税目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		調定額	構成率	調定額	構成率	調定額	構成率
市税合計	調定額	120,185,672	100	122,937,082	100	127,624,573	100
	構成率						
市民税	調定額	61,805,042	51.4	61,837,526	50.3	63,221,470	49.5
	構成率						
固定資産税	調定額	43,505,427	36.2	43,013,728	35.0	45,497,847	35.6
	構成率						
軽自動車税	調定額	2,035,277	1.7	2,082,494	1.7	2,187,837	1.7
	構成率						
市たばこ税	調定額	4,791,593	4.0	5,089,239	4.1	5,424,414	4.3
	構成率						
特別土地保有税	調定額	-	0.0	-	0.0	-	0.0
	構成率						
入湯税	調定額	9,373	0.0	17,688	0.0	28,271	0.0
	構成率						
事業所税	調定額	2,411,058	2.0	2,521,865	2.1	2,539,715	2.0
	構成率						
都市計画税	調定額	5,627,902	4.7	8,374,542	6.8	8,725,019	6.8
	構成率						

※ 現年課税分と滞納繰越分の合計による。

※ 各税目の構成率の合計は、100.0とならないことがある。

## 8 税目別収入額と構成割合

(単位：千円、%)

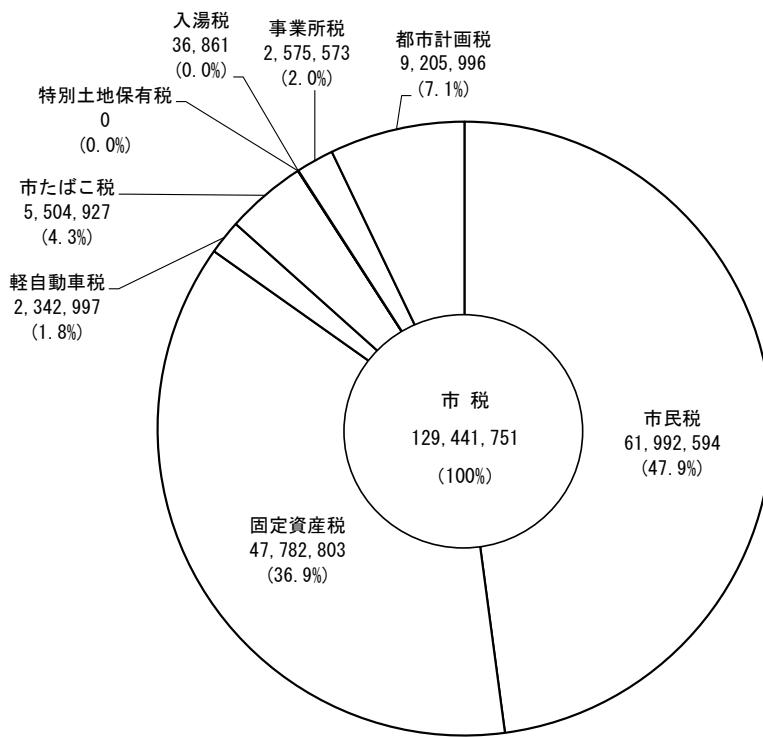
税目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	収入額	構成率	収入額	構成率	収入額	構成率	
市税合計	116,856,952	100	120,679,722	100	125,493,743	100	
	構成率						
市民税	収入額	60,258,610	51.6	60,520,305	50.1	61,947,936	49.4
	構成率						
固定資産税	収入額	42,050,532	36.0	42,306,703	35.1	44,842,462	35.7
	構成率						
軽自動車税	収入額	1,947,555	1.7	2,015,052	1.7	2,127,012	1.7
	構成率						
市たばこ税	収入額	4,791,593	4.1	5,089,229	4.2	5,424,414	4.3
	構成率						
特別土地保有税	収入額	-	0.0	-	0.0	-	0.0
	構成率						
入湯税	収入額	9,373	0.0	17,688	0.0	28,271	0.0
	構成率						
事業所税	収入額	2,361,024	2.0	2,494,835	2.1	2,525,222	2.0
	構成率						
都市計画税	収入額	5,438,265	4.7	8,235,910	6.8	8,598,426	6.9
	構成率						

※ 現年課税分と滞納繰越分の合計による。

※ 各税目の構成率の合計は、100.0とならないことがある。

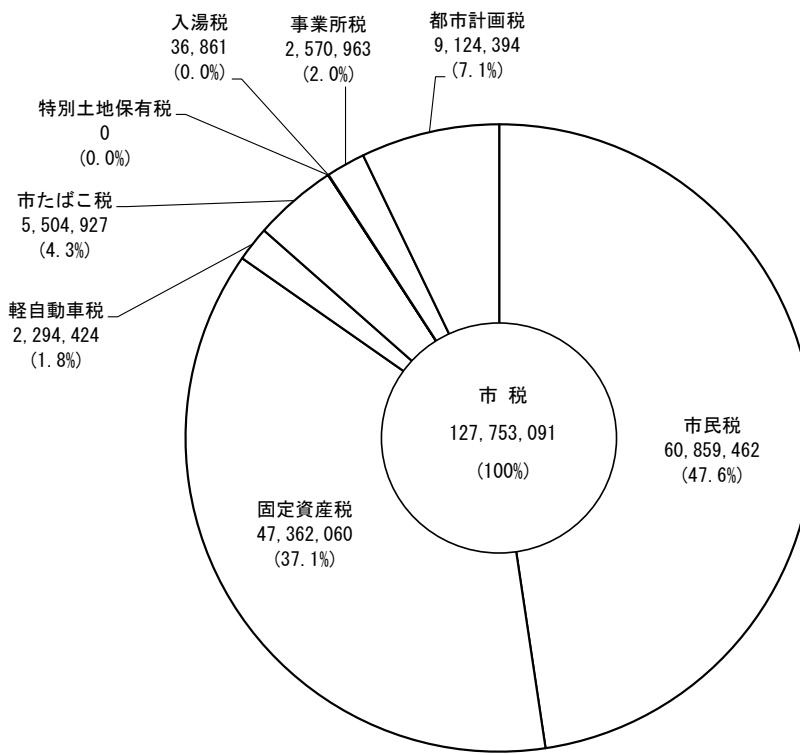
## 令和6年度市税調定額

(単位：千円)



## 令和6年度市税収入額

(単位：千円)



## 9 市税決算額調

(単位：千円)

年 度 区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	予 算 額	116,307,000	118,358,000	125,314,000	126,964,000	127,401,000
	調 定 額	120,185,672	122,937,082	127,624,573	129,926,359	129,441,751
	収 入 济 額	116,856,952	120,679,722	125,493,743	128,068,501	127,753,091
	不 納 欠 損 額	440,440	295,352	330,850	335,429	137,433
	収 入 未 济 額	2,921,780	1,995,201	1,841,121	1,558,114	1,597,527
	還 付 未 济 額	33,500	33,193	41,141	35,685	46,299
現 年 課 税	予 算 額	115,639,000	117,077,000	124,462,000	126,229,000	126,626,000
	調 定 額	117,706,258	120,040,280	125,647,547	128,104,925	127,898,068
	収 入 济 額	115,898,251	119,137,649	124,718,519	127,209,932	127,045,607
	不 納 欠 損 額	26,913	14,012	20,936	8,766	12,129
	収 入 未 济 額	1,813,805	920,191	948,771	920,724	884,944
	還 付 未 济 額	32,711	31,572	40,679	34,497	44,612
滞 納 繰 越	予 算 額	668,000	1,281,000	852,000	735,000	775,000
	調 定 額	2,479,414	2,896,802	1,977,026	1,821,434	1,543,683
	収 入 济 額	958,701	1,542,073	775,224	858,569	707,484
	不 納 欠 損 額	413,527	281,340	309,914	326,663	125,304
	収 入 未 济 額	1,107,975	1,075,010	892,350	637,390	712,583
	還 付 未 济 額	789	1,621	462	1,188	1,687

※ 本表の数値は、端数調整により他表の数値と完全には一致しない場合がある。

## 2 税務のしくみ

1 税務事務分掌 .....	23
2 税務職員数 .....	24
3 税務職員の税務経験年数 .....	25
4 税務職員の職員経験年数 .....	25



## 1 税務事務分掌

### 税制課

- (1) 部内事務の連絡調整に関すること。
- (2) 税務に係る連絡調整に関すること。
- (3) 税務行政に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (5) 税務制度の調査研究及び税務諸統計に関すること。
- (6) 納税貯蓄組合に関すること。
- (7) 課内、市民税課(税務室(室)を除く。)、固定資産税課及び納税課の庶務に関すること。

### 市民税課

- (1) 個人の市民税の賦課等に関すること。
- (2) 法人等の市民税に関する事務(徴収事務を除く。)。
- (3) 市たばこ税に関する事務(徴収事務を除く。)。
- (4) 入湯税に関する事務(徴収事務を除く。)。
- (5) 事業所税に関する事務(徴収事務を除く。)。
- (6) 軽自動車税の賦課等に関する事務。
- (7) 原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の申告並びに課税標識、課税外標識及び試乗標識の交付等(交付、再交付及び返納をいう。次項において同じ。)に関する事務。
- (8) 自動車の臨時運行許可に関する事務。
- (9) 市税に関する証明に関する事務。
- (10) 住宅用家屋証明に関する事務。
- (11) 市税の賦課等に係る企画及び調整に関する事務(固定資産税課の所管に属するものを除く。)。
- (12) 税務室(室)に関する事務。

### 東税務室、西税務室、南税務室、北税務室(室)

- (1) 市税に関する証明に関する事務。
- (2) 住宅用家屋証明に関する事務。
- (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の申告並びに課税標識及び課税外標識の交付等並びに試乗標識の返納に関する事務。
- (4) 自動車の臨時運行許可に関する事務。
- (5) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事務。
- (6) 固定資産課税台帳並びに土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧に関する事務。
- (7) 個人の市民税の申告に関する事務。
- (8) 市税の相談に関する事務。

### 固定資産税課

- (1) 固定資産税の賦課等に関する事務。
- (2) 都市計画税の賦課等に関する事務。
- (3) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事務。
- (4) 固定資産課税台帳並びに土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧に関する事務。
- (5) 特別土地保有税に関する事務(徴収事務を除く。)。
- (6) 国有資産等所在市町村交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事務。
- (7) 固定資産税及び都市計画税の賦課等に係る企画及び調整に関する事務。

### 納税課

- (1) 市税の徴収に関する事務。
- (2) 市税の督促及び滞納処分に関する事務。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関する事務。
- (4) 市税の徴収の嘱託に関する事務。
- (5) 市税の口座振替等納税推進に関する事務。
- (6) 特別滞納対策室(室)に関する事務。

### 特別滞納対策室(室)

- (1) 市税(滞納額が高額なもの及び滞納整理が困難なものに限る。)の徴収に関する事務。
- (2) 市税(滞納額が高額なもの及び滞納整理が困難なものに限る。)の督促及び滞納処分に関する事務。

## 2 税務職員数

(単位：人)

職名	部	首席審議員	課長	副課長	審議員	課長補佐	室幹	主幹	主査	参考事・主任	主任主事・主任	主任技師・技師	計	
所属部署	長	長	長	長	員	佐	長	幹	査	・主任	・主任	・技師		
税務部		1											1	
税制課			1	1				2					4	
総務班											4		4	
税制班											1		1	
企画班										1	1	1	3	
計		0	0	1	1	0	0	0	2	1	1	6	0	12
市民税課			1		1				8					10
市民税総務班											2	1		3
市民税管理班												5		5
市民税第一班											2	5		7
市民税第二班										1	1	7		9
市民税特徴班										1	1	13		15
法人課税班										1	2	3		6
軽自動車税班											1	4		5
証明班											3			3
東税務室								1	1		3	2		7
西税務室								1		1	1	2		5
南税務室								1	1		1	2		5
北税務室								1	1		2	2		6
計		0	1	0	1	0	0	4	11	4	19	46	0	86
固定資産税課				1	1				4					6
固定資産税総務班										1	1	5		7
固定資産税管理班										2	4			6
土地第一班										1	3	2		6
土地第二班										1	1	3		5
土地第三班										1	4			5
家屋第一班										2	4			6
家屋第二班										1	2	5		8
家屋第三班										1	2	4		7
償却資産班										1	4			5
計		0	0	1	1	0	0	0	4	5	15	35	0	61
納税課			1				1		9					11
管理収納班											2	5		7
徴収第一班										1	1	4		6
徴収第二班										1	4	12		17
特別滞納対策室						1			1	1	3	2		8
計		0	1	0	0	1	1	0	10	3	10	23	0	49
合計		1	2	2	3	1	1	4	27	13	45	110	0	209

※ 令和7年4月1日時点による。

※ 主幹は主査を一部兼務しており、上位の職名で計上している。

※ 政策監は主幹に計上している。

※ 再任用職員及び会計年度任用職員を除く。

※ 総務省に出向中の税制課主事1名を含む。

### 3 税務職員の税務経験年数

(単位：人)

	税制課	市民税課	東税務室	西税務室	南税務室	北税務室	固定資産税課	納税課	特別滞納対策室	計
1年未満	1	12	-	-	2	1	6	3	2	27
1年以上3年未満	4	21	1	1	-	-	14	12	2	55
3年以上5年未満	1	10	-	1	-	2	13	5	1	33
5年以上7年未満	4	10	3	1	2	-	12	9	-	41
7年以上9年未満	-	3	1	1	1	1	7	4	-	18
9年以上11年未満	-	2	-	1	-	-	1	1	1	6
11年以上13年未満	2	1	-	-	-	1	2	1	1	8
13年以上15年未満	-	1	1	-	-	-	2	2	-	6
15年以上	1	3	1	-	-	1	4	4	1	15
平均年数(年一月)	5-9	3-8	7-5	5-7	3-4	7-4	5-2	5-8	6-1	5-0

※ 令和7年4月1日時点による。

※ 税制課には税務部長を含む。

※ 再任用職員及び会計年度任用職員を除く。

### 4 税務職員の職員経験年数

(単位：人)

	税制課	市民税課	東税務室	西税務室	南税務室	北税務室	固定資産税課	納税課	特別滞納対策室	計
3年未満	1	15	1	-	1	1	13	9	1	42
3年以上5年未満	-	5	-	-	-	-	3	1	-	9
5年以上10年未満	4	9	-	-	1	1	9	5	1	30
10年以上15年未満	2	5	1	-	-	-	5	-	1	14
15年以上20年未満	1	1	1	-	-	-	6	4	1	14
20年以上25年未満	1	6	2	2	-	1	4	3	-	19
25年以上30年未満	1	7	-	-	1	-	6	5	1	21
30年以上35年未満	3	12	1	2	1	1	10	11	3	44
35年以上	-	3	1	1	1	2	5	3	-	16
平均年数(年一月)	16-5	15-8	20-3	28-7	21-9	22-9	16-1	18-10	19-7	17-6

※ 令和7年4月1日時点による。

※ 税制課には税務部長を含む。

※ 再任用職員及び会計年度任用職員を除く。



### 3 個人市民税

1 市県民税当初調定による納稅義務者数調	29
2 市県民税決算による納稅義務者数調	29
3 個人市民税所得区分別納稅義務者数調	30
4 市県民税当初調定額等調	31
5 所得区分別課税状況調	32
6 個人市民税課税標準段階別納稅義務者数	34
7 個人市民税課税標準段階別所得割額	34
8 令和7年度控除対象配偶者及び扶養控除の人員に関する調	35
9 令和7年度扶養控除人員別納稅義務者数	36
10 令和7年度給与所得の収入金額等に関する調	38
11 諸控除額等に関する調	39
12 所得控除等の人員に関する調	40
13 令和7年度青色申告者及び事業専従者に関する調	41



1 市県民税当初調定による納稅義務者数調

(単位：人)

区分	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
普通徴収		78,363	78,353	80,733	83,663	86,775
均等割のみ		10,674	10,508	10,872	19,000	11,960
所得割のみ		14,646	14,677	15,378	15,701	17,585
均等割と所得割を納める者		53,043	53,168	54,483	48,962	57,230
特別徴収		304,948	308,502	311,505	312,521	325,235
均等割のみ		21,212	21,211	21,306	39,028	21,692
所得割のみ		5,682	5,976	6,391	6,498	7,796
均等割と所得割を納める者		278,054	281,315	283,808	266,995	295,747
特別徴収義務者		28,323	28,772	29,244	29,640	30,168
合 計		357,550	360,756	364,800	370,077	378,098
均等割のみ		26,658	26,334	26,530	49,975	26,211
所得割のみ		-	-	-	-	-
均等割と所得割を納める者		330,892	334,422	338,270	320,102	351,887
特別徴収義務者		28,323	28,772	29,244	29,640	30,168

※ 併徴者がいるため、普通徴収の欄と特別徴収の欄の和は合計の欄に一致しない。

2 市県民税決算による納稅義務者数調

(単位：人)

区分	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
普通徴収		95,291	95,786	97,455	99,729	101,003
特別徴収		300,370	303,099	306,026	309,692	310,892
合 計		395,661	398,885	403,481	409,421	411,895

※ 併徴者については、普通徴収の欄と特別徴収の欄のそれぞれの人数に計上している。

## 3 個人市民税所得区分別納稅義務者数調

(単位：人)

区分	年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
給 与 所 得 者		272,857	276,531	281,043	269,548	289,631
	所得税の納稅義務 有	245,328	248,319	252,530	250,691	197,343
	同 無	27,529	28,212	28,513	18,857	92,288
營 業 等 所 得 者		13,041	12,822	12,351	11,121	12,784
	所得税の納稅義務 有	11,452	11,335	10,753	10,404	7,502
	同 無	1,589	1,487	1,598	717	5,282
農 業 所 得 者		1,392	1,274	1,226	1,202	1,559
	所得税の納稅義務 有	1,204	1,075	1,064	1,110	1,058
	同 無	188	199	162	92	501
その他の所得者		39,805	39,835	39,825	33,735	42,698
	所得税の納稅義務 有	36,072	36,111	35,990	33,362	16,669
	同 無	3,733	3,724	3,835	373	26,029
分離課税に係る者		3,797	3,960	3,825	4,496	5,215
	所得税の納稅義務 有	3,697	3,868	3,716	4,414	4,650
	同 無	100	92	109	82	565
合 計		330,892	334,422	338,270	320,102	351,887
	所得税の納稅義務 有	297,753	300,708	304,053	299,981	227,222
	同 無	33,139	33,714	34,217	20,121	124,665

## 4 市県民税当初調定額等調

(単位：千円、%)

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		課税標準	681,739,697	708,781,342	731,987,684	759,447,924
合計	市民税	所得割	49,790,524	51,103,540	52,248,859	50,051,522
		均等割	1,246,605	1,258,317	1,271,935	1,105,034
		計	51,037,129	52,361,857	53,520,794	51,156,556
		平均税率	7.30	7.21	7.14	6.59
普通徴収	県民税	所得割	12,412,908	12,735,885	13,029,843	12,467,938
		均等割	713,294	719,968	727,808	922,285
		計	13,126,202	13,455,853	13,757,651	13,390,223
		平均税率	1.82	1.80	1.78	1.64
市県民税		64,163,331	65,817,710	67,278,445	64,546,779	73,958,373
特別徴収	市民税	課税標準	-	-	-	-
		所得割	8,081,561	8,680,499	8,988,649	8,858,821
		均等割	211,623	211,818	217,061	193,737
		計	8,293,184	8,892,317	9,205,710	9,052,558
特別徴収	県民税	平均税率	-	-	-	-
		所得割	2,010,505	2,157,668	2,236,419	2,197,783
		均等割	120,933	121,044	124,060	161,873
		計	2,131,438	2,278,712	2,360,479	2,359,656
特別徴収		平均税率	-	-	-	-
	市県民税		10,424,622	11,171,029	11,566,189	11,412,214
						12,894,819

※ 課税標準と平均税率は、合計欄のみを記載。

## 5 所得区分別課税状況調

(単位 : 千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分						
給 与 所 得 者	所得金額	総 所 得 山林所得 退職所得 分離課税所得 計	891,027,534 2,083 - - 891,029,617	909,830,044 4,920 - - 909,834,964	937,863,026 2,319 6,188 - 937,871,533	950,582,685 4,009 - - 950,586,694
	所得控除	336,145,435	340,845,175	348,173,500	343,274,727	366,096,009
	課税標準額	総 所 得 山林所得 退職所得 分離課税所得 計	554,882,100 2,082 - - 554,884,182	568,984,872 4,917 - - 568,989,789	589,689,527 2,318 6,188 - 589,698,033	607,307,960 4,007 - - 607,311,967
	算出税額	44,379,570	45,507,690	47,164,074	48,573,596	51,572,491
	税額控除等	2,249,044	2,661,743	3,099,025	3,270,710	3,498,824
	調整控除	689,587	693,792	700,907	658,361	709,292
	特別減税等	-	-	-	3,349,865	17,475
	減免等	7,007	7,184	5,633	1,450	4,860
	配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除額	10,113	9,987	9,745	11,919	12,283
	所得割額	41,423,819	42,134,984	43,348,764	41,281,291	47,329,757
営業等所得者	所得金額	総 所 得 山林所得 退職所得 分離課税所得 計	47,957,781 - - - 47,957,781	50,873,677 765 - - 50,874,442	49,606,585 - - - 49,606,585	50,955,786 - - - 50,955,786
	所得控除	16,437,934	16,148,096	15,888,102	14,557,151	16,392,453
	課税標準額	総 所 得 山林所得 退職所得 分離課税所得 計	31,519,847 - - - 31,519,847	34,725,582 764 - - 34,726,346	33,718,483 - - - 33,718,483	36,398,635 - - - 36,398,635
	算出税額	2,521,056	2,777,584	2,696,962	2,911,427	2,964,717
	税額控除等	106,797	149,040	176,961	181,094	191,982
	調整控除	35,813	34,696	33,031	28,565	32,981
	特別減税等	-	-	-	135,868	473
	減免等	531	570	656	94	498
	配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除額	1,146	1,148	393	1,591	1,537
	所得割額	2,376,769	2,592,130	2,485,921	2,564,215	2,737,246
農業所得者	所得金額	総 所 得 山林所得 退職所得 分離課税所得 計	5,638,542 - - - 5,638,542	5,024,520 - - - 5,024,520	5,020,103 - - - 5,020,103	5,439,876 - - - 5,439,876
	所得控除	2,457,451	2,253,662	2,147,299	2,112,270	2,682,912
	課税標準額	総 所 得 山林所得 退職所得 分離課税所得 計	3,181,091 - - - 3,181,091	2,770,858 - - - 2,770,858	2,872,804 - - - 2,872,804	3,327,606 - - - 3,327,606
	算出税額	254,430	221,616	229,773	266,156	396,562
	税額控除等	6,623	6,951	5,929	8,191	7,904
	調整控除	5,117	4,555	4,226	3,856	4,737
	特別減税等	-	-	-	17,352	16
	減免等	19	29	28	-	64
	配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除額	28	3	9	17	2
	所得割額	242,643	210,078	219,581	236,740	383,839

(単位：千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区分	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
その他の所得者等	総 所 得	108,114,621	110,305,909	106,484,781	104,774,471	121,519,088
	山林所得	15,121	33,741	64,452	24,197	29,960
	退職所得	-	-	-	-	-
	分離課税所得	31,235,453	38,894,469	45,726,184	45,688,270	51,098,682
	計	139,365,195	149,234,119	152,275,417	150,486,938	172,647,730
	所 得 控 除	46,198,833	46,083,864	45,454,640	40,345,021	50,220,092
	課 税 標 準 額	62,402,222	64,742,707	61,536,123	64,906,453	71,830,199
	山林所得	14,683	31,692	61,167	23,260	27,987
	退職所得	-	-	-	-	-
	分離課税所得	30,749,457	38,375,856	45,223,487	45,212,204	50,569,452
	計	93,166,362	103,150,255	106,820,777	110,141,917	122,427,638
所得割額	算 出 税 額	6,222,142	6,710,466	6,734,274	7,011,359	7,777,863
	税額控除等	215,265	255,446	256,133	297,769	357,288
	調整控除	140,400	139,420	138,138	116,814	149,020
	特別減税等	-	-	-	416,513	2,111
	減 免 等	350	282	577	50	499
	配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除額	71,690	83,667	56,964	105,491	147,724
	所 得 割 額	5,794,437	6,231,651	6,282,462	6,074,722	7,121,221

合計	総 所 得	1,052,738,478	1,076,034,150	1,098,974,495	1,111,752,818	1,193,520,828
	山林所得	17,204	39,426	66,771	28,206	32,067
	退職所得	-	-	6,188	-	-
	分離課税所得	31,235,453	38,894,469	45,726,184	45,688,270	51,098,682
	計	1,083,991,135	1,114,968,045	1,144,773,638	1,157,469,294	1,244,651,577
	所 得 控 除	401,239,653	405,330,797	411,663,541	400,289,169	435,391,466
	課 税 標 準 額	651,985,260	671,224,019	687,816,937	711,940,654	758,660,567
	山林所得	16,765	37,373	63,485	27,267	30,092
	退職所得	-	-	6,188	-	-
	分離課税所得	30,749,457	38,375,856	45,223,487	45,212,204	50,569,452
	計	682,751,482	709,637,248	733,110,097	757,180,125	809,260,111
	算 出 税 額	53,377,198	55,217,356	56,825,083	58,762,538	62,711,633
	税額控除等	2,577,729	3,073,180	3,538,048	3,757,764	4,055,998
	調整控除	870,917	872,463	876,302	807,596	896,030
	特別減税等	-	-	-	3,919,598	20,075
	減 免 等	7,907	8,065	6,894	1,594	5,921
	配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除額	82,977	94,805	67,111	119,018	161,546
	所 得 割 額	49,837,668	51,168,843	52,336,728	50,156,968	57,572,063

※ その他の所得者等には、譲渡所得等の分離課税に係る分を含む。

※ 分離課税所得には、分離課税に係る所得のうち山林所得と退職所得を含まない。

※ 減免等には、税額調整により減額される額を含む。

## 6 個人市民税課税標準段階別納税義務者数

(単位:人)

課税標準	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10万円以下の金額	14,874	14,306	14,566	939	13,916
10万円を超える100万円以下	119,115	118,089	116,374	104,944	113,040
100万円〃200万円〃	97,636	98,983	100,927	101,961	103,573
200万円〃300万円〃	44,654	46,614	49,013	51,539	55,877
300万円〃400万円〃	24,868	25,894	26,277	27,616	29,257
400万円〃550万円〃	14,159	14,517	14,658	15,718	17,316
550万円〃700万円〃	5,081	5,079	5,029	5,558	6,092
700万円〃1,000万円〃	4,397	4,656	4,880	5,066	5,365
1,000万円を超える金額	6,108	6,284	6,546	6,761	7,451
合計	330,892	334,422	338,270	320,102	351,887

## 7 個人市民税課税標準段階別所得割額

(単位:千円)

課税標準	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10万円以下の金額	326,383	367,741	410,684	418,784	451,896
10万円を超える100万円以下	5,014,075	4,948,239	4,909,616	3,741,793	4,846,587
100万円〃200万円〃	10,433,138	10,541,537	10,762,359	9,823,976	11,227,165
200万円〃300万円〃	8,116,714	8,428,751	8,809,213	8,554,926	10,168,786
300万円〃400万円〃	6,635,506	6,861,825	6,900,983	6,784,792	7,639,524
400万円〃550万円〃	5,096,314	5,151,101	5,197,078	5,259,624	6,052,704
550万円〃700万円〃	2,454,400	2,390,739	2,351,752	2,511,948	2,871,994
700万円〃1,000万円〃	2,795,774	2,956,157	3,063,055	3,099,399	3,318,882
1,000万円を超える金額	8,965,364	9,522,753	9,931,988	9,961,726	10,994,525
合計	49,837,668	51,168,843	52,336,728	50,156,968	57,572,063

## 8 令和7年度控除対象配偶者及び扶養控除の人員に関する調

(単位：人)

課税標準 内容	控除対象 配偶者	扶養控除 人	扶養控除人員の内 容			
			特定扶養親族	老人扶養親族	同居老親等	一般
1万円以下の金額	172	218	38	24	27	129
1万円を超える2万円以下	65	105	20	8	18	59
2万円〃 3万円〃	82	92	18	6	18	50
3万円〃 4万円〃	81	93	14	11	22	46
4万円〃 5万円〃	84	127	36	10	23	58
5万円〃 6万円〃	102	119	36	6	15	62
6万円〃 7万円〃	98	156	34	9	25	88
7万円〃 8万円〃	116	133	31	6	16	80
8万円〃 9万円〃	136	169	30	6	22	111
9万円〃 10万円〃	134	124	18	18	26	62
10万円〃 15万円〃	832	706	137	49	117	403
15万円〃 20万円〃	960	679	120	45	126	388
20万円〃 25万円〃	1,078	659	147	42	117	353
25万円〃 30万円〃	973	748	130	51	132	435
30万円〃 40万円〃	1,958	1,500	298	114	252	836
40万円〃 60万円〃	3,863	2,947	590	189	541	1,627
60万円〃 80万円〃	3,547	2,751	606	188	520	1,437
80万円〃 120万円〃	5,858	5,002	1,198	364	917	2,523
120万円〃 160万円〃	4,963	4,615	1,174	313	744	2,384
160万円〃 200万円〃	4,329	4,289	1,193	291	611	2,194
200万円を超える金額	21,660	29,722	10,318	2,096	2,488	14,820
合 計	51,091	54,954	16,186	3,846	6,777	28,145

9 令和7年度扶養控除人員別納税義務者数

課税標準	区分	納税義務者数	控除対象配偶者及び扶養親族			
			0人	1人	2人	3人
1万円以下の金額		1,797	1,489	229	60	13
1万円を超える2万円以下の金額		1,189	1,067	83	24	12
2 " 3 "		1,457	1,320	101	29	6
3 " 4 "		1,918	1,784	98	26	7
4 " 5 "		1,707	1,541	120	36	8
5 " 6 "		1,202	1,028	126	41	6
6 " 7 "		1,184	996	131	39	14
7 " 8 "		1,182	986	143	36	12
8 " 9 "		1,165	935	167	42	17
9 " 10 "		1,115	894	168	46	7
10 " 15 "		5,576	4,302	1,018	190	53
15 " 20 "		5,861	4,462	1,144	201	40
20 " 25 "		5,911	4,363	1,312	184	41
25 " 30 "		5,766	4,255	1,227	221	45
30 " 35 "		5,362	3,802	1,273	221	52
35 " 40 "		5,750	4,207	1,243	230	54
40 " 45 "		6,149	4,515	1,324	239	55
45 " 50 "		6,471	4,837	1,304	255	56
50 " 55 "		6,340	4,766	1,262	215	74
55 " 60 "		6,484	4,920	1,206	267	64
60 " 65 "		6,754	5,188	1,215	257	72
65 " 70 "		6,750	5,208	1,146	281	90
70 " 80 "		13,728	10,704	2,228	560	199
80 " 90 "		13,169	10,373	2,001	553	195
90 " 100 "		12,969	10,146	1,909	627	218
100 " 120 "		25,340	19,816	3,425	1,329	591
120 " 160 "		44,168	33,405	6,044	2,869	1,365
160 " 200 "		34,065	23,897	4,997	3,086	1,569
200万円を超える金額		121,358	64,604	22,386	19,250	11,217
合 計		351,887	239,810	59,030	31,414	16,152

(単位：人)

## の人員別納税義務者数

4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
5	1					
3						
1						
3						
2						
1						
3	1					
5						
4						
8	4			1		
12	1	1				
11						
18						
13	1					
12	3	1				
11	3	2				
15	2	2				
19	3	1				
21	5	1				
20	2					
22	2	1				
31	5	1				
42	4	1				
60	9					
163	13	1	2			
398	66	17	3	1		
411	84	16	4	1		
3,233	539	110	14	4	1	
4,547	748	155	23	7	1	-

## 10 令和7年度給与所得の収入金額等に関する調

(単位：人、千円)

課税標準 区分	納稅義務者数			給与所得に 係る収入金額	給与所得 控除額	特定支出 控除額	所得金額 調整控除額	給与所得 金額					
	所得税の納稅義務		計										
	あり	なし											
10万円以下の金額	644	9,149	9,793	11,811,156	5,537,920		61,366	6,211,870					
10万円を超える100万円以下	33,437	53,807	87,244	184,592,370	64,036,233	410	766,619	119,789,108					
100万円〃 200万円〃	74,480	20,924	95,404	344,630,490	108,364,753		726,561	235,539,176					
200万円〃 300万円〃	43,430	10,003	53,433	276,538,871	78,422,414		346,859	197,769,598					
300万円〃 400万円〃	23,919	4,100	28,019	188,959,243	48,627,514	242	145,351	140,186,136					
400万円〃 550万円〃	16,021	447	16,468	133,155,111	30,397,614	572	351,256	102,405,669					
550万円〃 700万円〃	5,624	1	5,625	53,166,052	10,311,323	174	336,710	42,517,845					
700万円〃 1,000万円〃	4,961	1	4,962	55,882,032	9,061,126	5,105	322,479	46,493,322					
1,000万円を超える金額	7,075	1	7,076	144,920,180	12,972,008	10,187	506,743	131,431,242					
合 計	209,591	98,433	308,024	1,393,655,505	367,730,905	16,690	3,563,944	1,022,343,966					

## 11 諸控除額等に関する調

(単位：千円)

区分	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所得控除	雜 損	19,728	15,611	12,010	3,584	4,466
	医 療 費	5,910,003	6,191,972	6,120,159	6,043,655	6,974,838
	社 会 保 険 料	183,101,550	185,735,674	190,870,020	193,798,301	207,531,026
	小規模企業共済等掛金	5,564,614	6,104,737	6,634,420	7,012,386	7,667,285
	生 命 保 険 料	12,686,980	12,824,490	12,909,762	12,432,445	13,028,208
	地 震 保 険 料	465,788	487,743	502,510	484,498	527,633
	障 害 者	3,136,360	3,135,180	3,146,700	2,696,760	3,313,440
	寡 婦	631,280	650,000	655,980	627,120	675,220
	ひ と り 親	1,596,000	1,620,600	1,656,300	1,350,300	1,722,000
	勤 労 学 生	5,460	9,620	5,200	-	8,320
	配 偶 者	19,525,530	18,811,600	18,270,060	15,722,910	17,375,820
	配 偶 者 特 別	4,958,380	5,021,600	4,870,750	4,495,630	4,602,760
	扶 養	21,502,010	21,153,440	20,831,640	18,448,670	21,082,680
	基 礎	141,631,580	143,075,870	144,692,270	136,796,170	150,393,160
	同居特別障害加算分	504,390	492,660	485,760	376,740	484,610
計		401,239,653	405,330,797	411,663,541	400,289,169	435,391,466
税額控除	調 整	870,917	872,463	876,302	807,596	896,030
	配 当	56,280	48,549	46,921	53,885	58,436
	住 宅 借 入 金	1,091,211	1,163,203	1,176,695	1,074,587	1,022,306
	寄 附 金	1,429,356	1,860,330	2,313,426	2,627,852	2,969,540
	そ の 他	882	1,098	1,006	1,440	5,716
	計	3,448,646	3,945,643	4,414,350	4,565,360	4,952,028
税額調整額		6,826	6,729	5,851	984	4,572
配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除額		82,977	94,805	67,111	119,018	161,546
減 免 税 額		1,081	1,336	1,043	610	1,349

※ 地震保険料控除は、損害保険料を含む。

## 12 所得控除等の人員に関する調

(単位：人)

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所得控除	雑損	36	35	22	11	13
	医療費	28,157	28,852	29,364	28,188	31,993
	社会保険料	320,829	324,690	328,707	313,170	341,177
	小規模企業共済等掛金	19,231	21,845	24,418	26,161	28,889
	生命保険料	254,860	257,903	260,811	249,870	266,391
	(新生命保険分)	181,639	190,002	196,023	190,645	204,322
	(新個人年金分)	25,939	27,193	27,908	27,597	29,387
	(介護医療保険分)	210,391	218,649	224,954	218,397	233,952
	(旧生命保険分)	112,047	102,873	94,451	84,572	84,295
	(旧個人年金分)	26,747	25,559	24,432	22,511	21,755
税額控除	地震保険料	87,635	90,279	92,886	90,005	97,200
	(長期分)	1,727	1,471	1,270	995	892
	障害者	10,828	10,823	10,860	9,384	11,465
	(特別障害者)	4,609	4,555	4,544	3,680	4,507
	寡婦	2,428	2,500	2,523	2,412	2,597
	ひとり親	5,320	5,402	5,521	4,501	5,740
	勤労学生	21	37	20	-	32
	配偶者	57,724	55,555	53,897	46,620	51,091
	(老人配偶者)	12,120	12,180	12,301	9,471	13,142
	配偶者特別	16,813	17,077	16,611	15,447	15,761
障害者控除	扶養	42,656	42,052	41,431	37,266	42,250
	(特定扶養)	14,541	14,350	14,384	13,078	14,583
	(老人扶養)	3,833	3,760	3,622	3,055	3,397
	配当	3,616	3,508	3,576	4,075	4,402
配当割額及び株式譲渡所得割額の控除	住宅借入金	21,060	22,030	22,589	21,068	21,508
	寄附金	24,118	32,650	41,825	48,074	52,411
	3,737	3,465	3,381	4,467	4,964	
障害者控除	納税義務者	4,992	4,999	5,012	4,547	5,380
	(特別障害者)	1,951	1,947	1,962	1,661	1,953
	扶養親族・配偶者	6,344	6,340	6,375	5,247	6,654
	(同居特別障害者)	2,168	2,114	2,087	1,620	2,073
	(特別障害者)	2,774	2,729	2,690	2,097	2,662

## 13 令和7年度青色申告者及び事業専従者に関する調

(単位：人、千円)

区分 課税標準	青色申告者 である 納税義務者	左のうち青色事業専従者を有する者				白色事業専従者関係			
		青色事業専従者		青色専従者 給与額	納税 義務者	白色事業専従者		事業専従者 控除額	白色事業専従者を 有する納税義務者
		配偶者	配偶者以外の者			配偶者	配偶者以外の者		
1万円以下の金額	240	47	16	95,562	54	1		646	1
1万円を超える2万円以下	53	10	1	15,770	11		1	500	1
2万円〃 3万円〃	79	13	2	22,610	14	1		725	1
3万円〃 4万円〃	64	5	1	8,130	6	4	2	3,959	5
4万円〃 5万円〃	90	10	10	34,940	15	1	1	1,248	2
5万円〃 10万円〃	340	51	17	78,741	60	15		10,124	15
10万円〃 15万円〃	324	39	12	62,393	44	13	5	10,554	14
15万円〃 20万円〃	330	34	25	81,476	45	8		6,107	8
20万円〃 40万円〃	1,342	161	67	307,321	195	37	12	33,058	45
40万円〃 60万円〃	1,349	139	67	292,079	172	30	5	24,865	33
60万円〃 80万円〃	1,271	152	72	351,208	187	30	10	28,558	37
80万円〃 120万円〃	2,236	302	133	635,865	373	56	5	46,568	58
120万円〃 160万円〃	1,905	261	98	557,496	308	40	8	37,901	43
160万円〃 200万円〃	1,733	250	111	538,556	297	19	3	16,933	21
200万円〃 300万円〃	3,251	520	295	1,433,029	627	49	10	44,323	58
300万円〃 400万円〃	2,200	417	212	1,171,755	487	26	11	26,870	31
400万円〃 550万円〃	1,966	368	244	1,197,944	442	18	8	18,703	23
550万円〃 700万円〃	1,189	234	161	848,119	281	5	2	5,300	7
700万円〃 1,000万円〃	1,251	288	212	1,314,602	337	7	1	5,982	8
1,000万円〃 2,000万円〃	1,487	339	167	1,799,578	370	7		6,020	7
2,000万円を超える金額	889	162	121	1,539,846	176	1		860	1
合 計	23,589	3,802	2,044	12,387,020	4,501	368	84	329,804	419



## 4 法人市民税

1 法人市民税産業別調定額に関する調	45
2 令和6年度均等割額別法人数	47
3 令和6年度法人税割額段階別法人数	47
4 令和6年度組織区別法人数	48
5 令和6年度決算期別法人数	49
6 令和6年度産業別分割区別法人数	49
7 法人市民税月別調定額等調	50



## 1 法人市民税産業別調定額に関する調

(単位 : 千円)

分類	年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度					
		法 人 数	均 等 割 額	税 割 額	合 計	14,831	18,037	17,391	19,389	24,056	
農 業	法 人 数	162	10,521	4,310	14,831	173	12,269	5,768	186	196	204
	均 等 割 額								12,318	11,985	12,730
	税 割 額								5,073	7,404	11,326
	合 計									19,389	24,056
林 業	法 人 数	17	6,201	6,250	12,451	18	5,347	4,177	21	21	22
	均 等 割 額								5,549	5,532	2,138
	税 割 額								8,361	10,302	4,292
	合 計									15,834	6,430
漁 業	法 人 数	40	2,564	1,013	3,577	42	3,105	1,336	40	38	40
	均 等 割 額								2,906	2,741	2,711
	税 割 額								960	7,805	15,025
	合 計									10,546	17,736
鉱 業	法 人 数	9	637	2,517	3,154	9	672	1,992	9	8	9
	均 等 割 額								614	576	636
	税 割 額								1,894	1,597	1,745
	合 計								2,664	2,173	2,381
建 設 業	法 人 数	3,265	348,247	807,672	1,155,919	3,337	361,095	718,250	3,397	3,400	3,451
	均 等 割 額								352,476	356,908	363,745
	税 割 額								657,345	621,235	789,599
	合 計								1,079,345	1,009,821	978,143
製 造 業	法 人 数	1,662	323,146	665,631	988,777	1,643	318,548	781,378	1,636	1,628	1,609
	均 等 割 額								325,616	325,770	323,543
	税 割 額								879,646	802,844	828,487
	合 計								1,205,262	1,128,614	1,152,030
電 気・ガス・熱供給・水道業	法 人 数	141	15,080	18,642	33,722	157	28,797	125,159	162	160	158
	均 等 割 額								29,584	20,385	29,598
	税 割 額								228,169	23,720	188,888
	合 計								257,753	44,105	218,486
情 報 通 信 業	法 人 数	744	92,289	226,896	319,185	785	279,677	310,152	788	805	804
	均 等 割 額								105,283	108,074	114,619
	税 割 額								211,524	217,236	174,787
	合 計								316,807	325,310	289,406
運 輸 業	法 人 数	459	106,827	69,258	176,085	468	160,228	157,726	464	484	479
	均 等 割 額								104,385	111,237	104,998
	税 割 額								71,723	77,553	66,328
	合 計								176,108	188,790	171,326

(単位：千円)

分類	年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		法 人 数	均 等 割 額	税 割 額	合 計	合 計
卸 売・小 売 業	法 人 数	4,949	4,991	4,970	5,006	4,976
	均 等 割 額	728,653	500,530	750,905	762,910	750,095
	税 割 額	961,603	704,317	1,050,824	1,093,761	1,128,241
	合 計	1,690,256	1,204,847	1,801,729	1,856,671	1,878,336
金 融・保 险 業	法 人 数	496	507	503	520	532
	均 等 割 額	186,186	310,962	177,511	185,900	188,867
	税 割 額	1,199,839	1,175,454	1,281,408	1,047,833	1,349,549
	合 計	1,386,025	1,486,416	1,458,919	1,233,733	1,538,416
不 動 产 業	法 人 数	2,944	2,997	3,077	3,176	3,260
	均 等 割 額	204,266	149,416	217,752	222,403	228,332
	税 割 額	308,385	740,005	362,019	373,258	385,364
	合 計	512,651	889,421	579,771	595,661	613,696
飲 食・宿 泊 業	法 人 数	1,205	1,227	1,260	1,274	1,304
	均 等 割 額	130,967	83,354	140,354	134,367	136,827
	税 割 額	72,107	107,251	87,026	110,029	113,913
	合 計	203,074	190,605	227,380	244,396	250,740
医 療・福 祉	法 人 数	1,204	1,253	1,313	1,352	1,409
	均 等 割 額	102,282	107,855	113,874	116,333	118,024
	税 割 額	185,285	211,055	292,507	343,499	167,424
	合 計	287,567	318,910	406,381	459,832	285,448
教 育・学 習 支 援 業	法 人 数	216	217	230	244	249
	均 等 割 額	23,141	23,509	26,289	22,283	28,384
	税 割 額	13,783	27,373	28,627	23,753	20,509
	合 計	36,924	50,882	54,916	46,036	48,893
複 合 サ ー ビ ス 業	法 人 数	207	211	212	216	216
	均 等 割 額	73,327	191,762	84,961	65,019	73,515
	税 割 額	138,996	215,381	134,144	70,607	54,982
	合 計	212,323	407,143	219,105	135,626	128,497
サ ー ビ ス 業	法 人 数	5,267	5,472	5,558	5,757	5,829
	均 等 割 額	524,870	401,346	557,449	554,123	577,161
	税 割 額	618,601	530,352	755,084	756,185	765,588
	合 計	1,143,471	931,698	1,312,533	1,310,308	1,342,749
合 计	法 人 数	22,987	23,507	23,826	24,285	24,551
	均 等 割 額	2,879,204	2,938,472	3,007,826	3,006,546	3,055,923
	税 割 額	5,300,788	5,817,126	6,056,334	5,588,621	6,066,047
	合 計	8,179,992	8,755,598	9,064,160	8,595,167	9,121,970

2 令和6年度均等割額別法人数

産業区分	均等割額 千円	3,600 千円	2,100 千円	492 千円	480 千円	192 千円	180 千円	156 千円	144 千円	60 千円	計
合 計	78	42	925	101	875	269	2,860	181	19,220	24,551	
農 業							10		194	204	
林 業					2	1	2		17	22	
漁 業					1		4		35	40	
鉱 業							1		8	9	
建 設 業	6	2	104	7	79	26	613	3	2,611	3,451	
製 造 業	7	4	264	16	135	41	278	10	854	1,609	
電 気・ガス・ 熱供給・水道業	3	1	3		3		14		134	158	
情 報 通 信 業	4	5	36	8	42	11	104	4	590	804	
運 輸 業	6	1	26	6	25	17	84	10	304	479	
卸 業・小売業	17	10	224	23	259	54	690	16	3,683	4,976	
金 融・保 険 業	20	4	69	1	29	3	57		349	532	
不 動 产 業		1	23	6	33	8	190	5	2,994	3,260	
飲 食・宿 泊 業	1	1	29	5	40	11	82	8	1,127	1,304	
医 療・福 祉	1	1	9	3	12	36	112	71	1,164	1,409	
教 育・学 習 支 援 業			4	1	3	1	15	6	219	249	
複 合 サ ー ビ ス 業	5	2	9	2	6	1	58	3	130	216	
サ ー ビ ス 業	8	10	125	23	206	59	546	45	4,807	5,829	
(備考) 資本金等の額 及び従業者数	50億円超 50人超	10億円超 50億円以下 50人超	10億円超 50人以下	1億円超 10億円以下 50人超	1億円超 10億円以下 50人以下	1千万円超 1億円以下 50人超	1千万円超 1億円以下 50人以下	1千万円 以 下 50人超	その他		

3 令和6年度法人税割額段階別法人数

分 類	法人税割額 0円	1千円 未 満	1千円 ～ 5千円	5千円 ～ 1万円	1万円 ～ 5万円	5万円 ～ 10万円	10万円 ～ 50万円	50万円 ～ 100万円	100万円 以 上	計
合 計	13,779	206	968	831	3,600	1,403	2,424	633	707	24,551
農 業	133		12	8	26	6	17	1	1	204
林 業	12			1	2	1	5		1	22
漁 業	21				1	2	7	8	1	40
鉱 業	5			1	1		1		1	9
建 設 業	1,761	17	128	134	583	211	406	107	104	3,451
製 造 業	757	14	48	33	216	112	257	80	92	1,609
電 气・ガス・ 熱供給・水道業	76	3	4	6	46	5	11	3	4	158
情 報 通 信 業	486	5	30	21	101	31	84	13	33	804
運 輸 業	260	5	21	10	73	40	49	8	13	479
卸 業・小 売 業	2,807	28	174	163	681	266	528	159	170	4,976
金 融・保 険 業	263	3	23	22	69	24	48	20	60	532
不 動 产 業	1,881	27	140	124	510	209	246	64	59	3,260
飲 食・宿 泊 業	898	14	30	33	147	48	93	19	22	1,304
医 療・福 祉	792	10	37	34	195	92	178	37	34	1,409
教 育・学 習 支 援 業	168	2	10	10	37	7	8	2	5	249
複 合 サ ー ビ ス 業	102	3	23	14	28	16	14	5	11	216
サ ー ビ ス 業	3,357	75	288	217	884	333	472	107	96	5,829

4 令和6年度組織区分別法人数

組織区分 産業別	株 式	有 限	合 資	合 名	相 互	その他	計
合 計	14,281	5,686	175	59	5	4,345	24,551
農 業	136	34				34	204
林 業	16	3				3	22
漁 業	27	4		1		8	40
鉱 業	4	4	1				9
建 設 業	2,303	1,010	7	1		130	3,451
製 造 業	1,202	322	27	7		51	1,609
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	112	10				36	158
情 報 通 信 業	581	107	1			115	804
運 輸 業	332	114	5	1		27	479
卸 業 ・ 小 売 業	3,054	1,551	66	15		290	4,976
金 融 ・ 保 險 業	360	100	1		5	66	532
不 動 产 業	1,386	918	35	26		895	3,260
飲 食 ・ 宿 泊 業	782	360	8	6		148	1,304
医 療 ・ 福 祉	403	76				930	1,409
教 育 ・ 学 習 支 援 業	129	15				105	249
複 合 サ ー ビ ス 業	2					214	216
サ 一 ビ ス 業	3,452	1,058	24	2		1,293	5,829

## 5 令和6年度決算期別法人数

法人の区分 決算期		A法人	B法人	C法人	D法人	計
12 カ 月 決 算	1月	598	57	98	1	754
	2月	1,031	78	292		1,401
	3月	3,422	340	1,894	124	5,780
	4月	1,269	90	172		1,531
	5月	1,515	139	241		1,895
	6月	1,900	159	323		2,382
	7月	1,455	105	191		1,751
	8月	1,756	136	265		2,157
	9月	2,020	163	404		2,587
	10月	886	64	142		1,092
	11月	749	42	121		912
	12月	1,650	115	544		2,309
小計		18,251	1,488	4,687	125	24,551
6 カ 月 決 算	1・7月					-
	2・8月					-
	3・9月					-
	4・10月					-
	5・11月					-
	6・12月					-
	小計	-	-	-	-	-
合計		18,251	1,488	4,687	125	24,551

※ 法人の区分は次のとおり。

A法人…市内にのみ本支店等があるもの

B法人…市内に本店があるので、市外に支店等を有するもの

C法人…市外に本店があるので、市内に支店等を有するもの

D法人…特別法人、公益法人のうち均等割を賦課されるもの

(B法人及びC法人は、特別法人、公益法人のうち税割を賦課されるものを含む。)

## 6 令和6年度産業別分割区別法人数

分割区分 産業別		A法人	B法人	C法人	D法人	計
合計		18,251	1,488	4,687	125	24,551
農業	業	189	5	10		204
林業		15	1	4	2	22
漁業		37	2	1		40
鉱業		8		1		9
建設業		2,796	216	439		3,451
製造業		814	124	670	1	1,609
電気・ガス・熱供給・水道業		137	6	15		158
情報通信業		578	47	177	2	804
運輸業		303	39	137		479
卸業・小売業		3,300	380	1,296		4,976
金融・保険業		324	27	176	5	532
不動産業		3,061	63	135	1	3,260
飲食・宿泊業		947	83	274		1,304
医療・福祉		1,151	76	160	22	1,409
教育・学習支援業		169	13	58	9	249
複合サービス業		176	12	20	8	216
サービス業		4,246	394	1,114	75	5,829

※ 法人の区分は次のとおり。

A法人…市内にのみ本支店等があるもの

B法人…市内に本店があるので、市外に支店等を有するもの

C法人…市外に本店があるので、市内に支店等を有するもの

D法人…特別法人、公益法人のうち均等割を賦課されるもの

(B法人及びC法人は、特別法人、公益法人のうち税割を賦課されるものを含む。)

## 7 法人市民税月別調定額等調

(単位：千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
月						
4月	調 定 件 数	2,707	2,993	2,957	3,056	3,111
	調 定 額	391,972	330,619	387,550	425,681	433,756
5月	調 定 件 数	6,386	6,588	6,581	6,749	6,791
	調 定 額	904,455	956,145	951,036	948,732	1,070,495
6月	調 定 件 数	4,477	4,953	5,112	5,134	5,182
	調 定 額	1,552,588	1,862,270	1,586,265	1,570,353	1,486,742
7月	調 定 件 数	3,547	3,446	3,769	3,830	3,995
	調 定 額	1,043,437	939,286	1,333,786	972,308	1,321,643
8月	調 定 件 数	3,860	4,197	4,181	4,283	4,221
	調 定 額	586,608	619,298	524,118	504,542	521,801
9月	調 定 件 数	3,310	2,721	3,246	3,250	3,336
	調 定 額	472,221	302,934	405,416	451,881	460,135
10月	調 定 件 数	3,728	3,969	3,574	3,754	3,804
	調 定 額	413,921	522,402	426,908	429,361	468,404
11月	調 定 件 数	6,159	6,405	6,611	6,586	6,865
	調 定 額	1,376,114	1,467,304	1,618,540	1,536,435	1,506,582
12月	調 定 件 数	2,580	3,423	3,460	3,497	3,639
	調 定 額	308,516	743,657	772,123	756,494	839,981
1月	調 定 件 数	2,992	2,261	2,256	2,294	2,407
	調 定 額	525,943	254,218	275,438	257,198	267,862
2月	調 定 件 数	3,700	3,852	3,954	3,967	4,052
	調 定 額	304,447	370,067	351,807	370,178	394,761
3月	調 定 件 数	2,520	2,581	2,703	2,690	2,798
	調 定 額	299,771	387,398	431,173	372,003	349,808
合 計	調 定 件 数	45,966	47,389	48,404	49,090	50,201
	調 定 額	8,179,993	8,755,598	9,064,160	8,595,166	9,121,970

## 5 固定資産税

1 土地の筆数、地積、評価額等調	53
2 家屋の棟数、床面積、評価額等調	54
3 償却資産の件数、決定価格等調	54
4 令和7年度市評価分償却資産の種類別課税標準額等	55
5 固定資産税の納稅義務者数調	55
6 固定資産課税台帳の縦覧件数調	55
7 固定資産評価審査の申出状況等調	56
8 国有資産等所在市町村交付金等に関する調	57



# 1 土地の筆数、地積、評価額等調

(単位 : 筆、m<sup>2</sup>、千円)

年 度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
種 類						
田	筆 数	66,209	65,697	65,203	64,944	64,595
	地 積	74,650,978	74,280,107	73,983,808	73,772,004	73,553,601
	評 価 額	19,973,927	19,594,028	18,803,253	18,394,765	18,197,550
	課 稅 標 準 額	12,786,875	12,810,631	12,663,719	12,451,600	12,486,257
畑	筆 数	56,571	55,865	55,201	54,724	54,091
	地 積	42,905,885	42,506,602	42,101,191	41,852,032	41,429,783
	評 価 額	42,557,666	41,292,312	39,456,226	38,761,080	36,704,637
	課 税 標 準 額	15,071,190	15,069,452	14,618,607	14,253,540	13,718,776
宅 地	筆 数	410,432	413,824	417,096	420,691	423,580
	地 積	80,734,519	81,130,134	81,571,526	82,004,660	82,320,047
	評 価 額	3,037,286,807	3,045,798,517	3,052,806,783	3,238,069,792	3,247,890,491
	課 税 標 準 額	973,538,872	1,001,835,847	1,026,372,861	1,075,694,658	1,097,434,480
小 規 模 住 宅 用 地	筆 数	222,517	225,066	227,531	229,850	231,898
	地 積	39,089,791	39,531,625	39,954,513	40,308,894	40,661,199
	評 価 額	1,541,064,724	1,555,303,674	1,569,108,164	1,668,707,740	1,681,018,933
	課 税 標 準 額	238,748,740	250,780,484	257,832,770	269,589,756	276,338,055
一 般 住 宅 用 地	筆 数	132,565	133,749	134,958	136,020	136,850
	地 積	19,160,692	19,151,879	19,163,511	19,157,270	19,111,636
	評 価 額	441,350,408	440,362,752	439,313,879	456,887,007	454,512,609
	課 税 標 準 額	139,566,446	143,723,556	145,204,882	149,229,791	150,287,629
商 業 地 等	筆 数	55,350	55,009	54,607	54,821	54,832
	地 積	22,484,036	22,446,630	22,453,502	22,538,496	22,547,212
	評 価 額	1,054,871,675	1,050,132,091	1,044,384,740	1,112,475,045	1,112,358,949
	課 税 標 準 額	595,223,686	607,331,807	623,335,209	656,875,111	670,808,796
鉱 泉 地	筆 数	59	59	57	57	56
	地 積	496	496	529	536	535
	評 価 額	84,675	84,675	82,706	84,326	82,078
	課 税 標 準 額	84,510	84,675	82,706	84,030	82,078
池 沼	筆 数	152	152	154	147	143
	地 積	113,225	113,308	113,419	108,817	108,297
	評 価 額	158,463	159,363	159,204	167,086	167,620
	課 税 標 準 額	96,877	100,220	100,535	104,112	104,152
山 林	筆 数	35,003	35,305	35,643	35,585	35,891
	地 積	31,501,134	31,731,712	31,952,544	31,900,606	32,131,740
	評 価 額	1,081,590	1,098,758	1,099,752	1,096,767	1,108,407
	課 税 標 準 額	1,013,525	1,027,387	1,031,502	1,024,165	1,034,239
牧 场	筆 数	0	0	0	0	0
	地 積	0	0	0	0	0
	評 価 額	0	0	0	0	0
	課 税 標 準 額	0	0	0	0	0
原 野	筆 数	377	374	377	374	368
	地 積	222,809	223,257	222,106	226,577	223,155
	評 価 額	81,300	81,161	79,568	79,691	75,361
	課 税 標 準 額	58,159	58,012	56,934	56,051	53,015
雜 種 地	筆 数	42,574	43,297	43,734	44,302	44,632
	地 積	15,958,808	16,086,824	16,306,905	16,395,997	16,537,542
	評 価 額	182,126,620	181,088,080	181,062,782	194,970,607	193,497,794
	課 税 標 準 額	114,220,608	115,381,875	117,442,120	122,632,169	123,285,040
合 計 (免税点以上)	筆 数	611,377	614,573	617,465	620,824	623,356
	地 積	246,087,854	246,072,440	246,252,028	246,261,229	246,304,700
	評 価 額	3,283,351,048	3,289,196,894	3,293,550,274	3,491,624,114	3,497,723,938
	課 税 標 準 額	1,116,870,616	1,146,368,099	1,172,368,984	1,226,300,325	1,248,198,037
(免税点未満)	地 積	17,278,976	17,238,335	17,113,481	17,044,009	16,938,628
	課 税 標 準 額	2,434,859	2,401,096	2,292,226	2,198,450	2,330,839

## 2 家屋の棟数、床面積、評価額等調

(単位 : 棟、m<sup>2</sup>、千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
種類						
木 造	棟 数	169,714	171,421	172,911	174,044	175,098
	床 面 積	19,263,837	19,519,898	19,727,870	19,908,829	20,076,443
	評 価 額	488,203,206	515,288,121	540,488,914	551,002,057	575,855,320
非 木 造	棟 数	60,937	62,175	62,293	62,406	62,609
	床 面 積	21,349,063	22,218,386	22,489,108	22,676,654	22,868,872
	評 価 額	1,114,740,770	1,183,126,777	1,221,950,089	1,241,444,699	1,271,671,064
合 計 (免税点以上)	棟 数	230,651	233,596	235,204	236,450	237,707
	床 面 積	40,612,900	41,738,284	42,216,978	42,585,483	42,945,315
	評 価 額	1,602,943,976	1,698,414,898	1,762,439,003	1,792,446,756	1,847,526,384
(免税点未満)	棟 数	11,931	10,409	10,172	10,040	9,790
	床 面 積	1,273,424	536,865	523,895	513,587	500,292
	評 価 額	37,462,157	734,041	717,237	711,420	694,024
	課 稅 標 準 額	746,981	734,040	717,237	707,873	690,477

## 3 償却資産の件数、決定価格等調

(単位 : 件、千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
種類						
市評価分計	件 数	9,007	10,227	10,397	10,659	10,776
	決 定 価 格	259,286,495	295,784,100	295,378,520	303,038,840	306,187,567
	課 税 標 準 額	247,174,338	290,208,996	289,730,729	297,466,274	300,818,829
個 人	件 数	2,350	2,464	2,505	2,499	2,418
	決 定 価 格	15,545,471	16,454,027	16,443,332	16,461,568	15,575,299
	課 税 標 準 額	14,935,729	16,054,028	16,101,540	16,114,887	15,277,984
法 人	件 数	6,657	7,763	7,892	8,160	8,358
	決 定 価 格	243,741,024	279,330,073	278,935,188	286,577,272	290,612,268
	課 税 標 準 額	232,238,609	274,154,968	273,629,189	281,351,387	285,540,845
配 分 計	件 数	30	27	26	26	28
	決 定 価 格	156,586,664	151,307,631	146,129,673	145,562,797	144,014,464
	課 税 標 準 額	122,943,908	147,914,480	142,942,626	142,546,064	140,962,909
国	件 数	26	24	23	23	25
	決 定 価 格	150,519,386	144,969,810	139,906,430	138,868,642	137,153,847
	課 税 標 準 額	118,383,938	143,056,755	138,178,670	137,387,549	135,751,909
県	件 数	4	3	3	3	3
	決 定 価 格	6,067,278	6,337,821	6,223,243	6,694,155	6,860,617
	課 税 標 準 額	4,559,970	4,857,725	4,763,956	5,158,515	5,211,000
合 計 (免税点以上)	件 数	9,037	10,254	10,423	10,685	10,804
	決 定 価 格	415,873,159	447,091,731	441,508,193	448,601,637	450,202,031
	課 税 標 準 額	370,118,246	438,123,476	432,673,355	440,012,338	441,781,738
(免税点未満)	課 税 標 準 額	6,469,327	6,789,978	6,954,763	7,028,930	7,158,200

## 4 令和7年度市評価分償却資産の種類別課税標準額等

(単位：千円)

	決 定 價 格	課 税 標 準 額	特例規定の適用を受けるもの
市 評 価 分	306,187,567	300,818,829	3,653,734
構 築 物	102,008,639	101,578,871	280,951
機 械 及 び 装 置	123,733,673	119,367,876	2,844,607
船 舶	1,088,014	598,338	489,676
航 空 機	6,450	6,450	-
車 両 及 び 運 搬 具	1,829,356	1,807,516	10,920
工具、器具及び備品	77,521,435	77,459,778	27,580

## 5 固定資産税の納税義務者数調

(単位：人)

年 度 種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
土 地	177,893	179,719	180,871	182,048	183,063
家 屋	197,306	200,316	202,585	204,507	206,303
償 却 資 産	9,007	10,227	10,397	10,659	10,776
納税義務者数（実人員）	251,594	254,263	255,788	257,158	258,240

(免税点未満)	土 地	24,497	24,414	24,411	24,287	24,280
	家 屋	9,092	8,201	8,032	7,938	7,769
	償却資産	18,194	17,382	17,621	17,888	18,126

## 6 固定資産課税台帳の縦覧件数調

(単位：人)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
縦 覧 件 数	671	987	947	858	993
閲 覧	664	975	933	849	977
縦 覧	7	12	14	9	16

## 7 固定資産評価審査の申出状況等調

(単位：件、人)

区分	年 度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		物件数	人 数								
土地	申 出 数	1	1	7	2	2	2	3	1	1	1
	審査結果等 取 下 げ										
	却 下	1	1								
	棄 却			7	2	2	2	3	1	1	1
	一部 認 容										
	認 容										
家屋	申 出 数	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
	審査結果等 取 下 げ									3	2
	却 下										
	棄 却										
	一部 認 容										
	認 容										
償却資産	申 出 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審査結果等 取 下 げ										
	却 下										
	棄 却										
	一部 認 容										
	認 容										
合 計		1	1	7	2	2	2	3	1	4	3

※令和7年4月1日時点による。

## 8 国有資産等所在市町村交付金等に関する調

(単位：千円)

区分	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		10,618,280	11,296,166	12,149,983	12,361,984	12,477,142
国	価 格 の 合 計	10,618,280	11,296,166	12,149,983	12,361,984	12,477,142
	土 地 の 価 格	7,127,685	7,233,924	8,509,132	8,793,061	8,505,153
	家 屋 の 価 格	3,390,147	3,939,867	3,516,068	3,453,518	3,846,630
	償却資産の価格	100,448	122,375	124,783	115,405	125,359
	分 割 配 分	-	-	-	-	-
	算 定 標 準 額	3,100,735	3,393,237	3,530,033	3,586,563	3,737,928
地方団体	調 定 額	43,410	47,504	49,420	50,211	52,330
	価 格 の 合 計	55,403,683	54,404,677	56,825,177	56,548,978	58,563,485
	土 地 の 価 格	35,525,337	35,590,104	38,315,060	38,509,566	40,325,626
	家 屋 の 価 格	19,808,986	18,758,998	18,466,631	17,768,900	18,043,888
	償却資産の価格	69,360	55,575	43,486	270,512	193,971
	分 割 配 分	-	-	-	-	-
合計	算 定 標 準 額	19,362,188	18,406,205	19,149,722	19,071,835	19,705,415
	調 定 額	271,071	257,687	268,096	267,010	275,876
	価 格 の 合 計	66,021,963	65,700,843	68,975,160	68,910,962	71,040,627
	土 地 の 価 格	42,653,022	42,824,028	46,824,192	47,302,627	48,830,779
	家 屋 の 価 格	23,199,133	22,698,865	21,982,699	21,222,418	21,890,518
	償却資産の価格	169,808	177,950	168,269	385,917	319,330
計	分 割 配 分	-	-	-	-	-
	算 定 標 準 額	22,462,923	21,799,442	22,679,755	22,658,398	23,443,343
	調 定 額	314,481	305,191	317,516	317,221	328,206
国有提供施設等所在市町村助成交付金		4,948	4,505	4,509	4,357	4,106



## 6 諸 稅

1 軽自動車税課税状況調	61
2 市たばこ税調定状況調	62
3 入湯税調定状況調	62
4 事業所税調定状況調	62



## 1 軽自動車税課税状況調

(単位：台、千円)

区分	年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		台 数	278,166	277,496	279,221	282,205
合 計	台 数	278,166	277,496	279,221	282,205	284,039
	調 定 額	1,970,397	1,963,390	2,040,211	2,104,076	2,158,016
原動機付自転車	台 数	51,515	51,677	50,702	49,895	49,407
	調 定 額	107,726	108,072	106,379	104,967	104,199
第一種 (50cc以下)	台 数	38,969	39,065	37,517	36,245	35,161
	調 定 額	77,938	78,130	75,034	72,490	70,322
第二種乙 (50cc超90cc以下)	台 数	1,908	1,918	1,889	1,854	1,880
	調 定 額	3,816	3,836	3,778	3,708	3,760
第二種甲 (90cc超125cc以下)	台 数	10,299	10,355	10,945	11,443	11,945
	調 定 額	24,718	24,852	26,268	27,463	28,668
ミニカー	台 数	339	339	351	353	357
	調 定 額	1,254	1,254	1,299	1,306	1,321
特定小型原付	台 数					64
	調 定 額					128
軽自動車	台 数	211,254	210,435	212,451	215,385	217,246
	調 定 額	1,788,361	1,781,086	1,856,215	1,917,234	1,969,329
二輪車	台 数	8,271	8,266	8,546	8,695	8,901
	調 定 額	29,776	29,758	30,766	31,302	32,044
三輪車	台 数	6	6	7	7	7
	調 定 額	28	28	32	32	32
四輪乗用	台 数	162,980	162,304	163,714	165,672	167,051
	調 定 額	1,559,863	1,553,269	1,623,672	1,678,052	1,726,170
四輪貨物	台 数	39,997	39,859	40,184	41,011	41,287
	調 定 額	198,694	198,031	201,745	207,848	211,083
二輪小型自動車	台 数	9,679	9,666	10,124	10,681	11,040
	調 定 額	58,074	57,996	60,744	64,086	66,240
小型特殊自動車	台 数	5,718	5,718	5,944	6,244	6,346
	調 定 額	16,236	16,236	16,873	17,789	18,248
農耕用	台 数	5,000	5,000	5,199	5,443	5,484
	調 定 額	12,000	12,000	12,478	13,063	13,162
その他	台 数	718	718	745	801	862
	調 定 額	4,236	4,236	4,395	4,726	5,086

## 2 市たばこ税調定状況調

区分	年度				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
納税義務者数 (人)	9	9	10	12	12
課税標準数量 (千本)	815, 238	806, 479	827, 875	847, 983	840, 190
調 定 額 (千円)	4, 640, 339	5, 070, 829	5, 424, 235	5, 555, 987	5, 504, 926

※ 手持品課税分は含まない。

## 3 入湯税調定状況調

区分	年度				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入湯客数 (人)	62, 489	117, 921	188, 476	231, 536	245, 742
調定額 (千円)	9, 373	17, 688	28, 271	34, 730	36, 861
特別徴収義務者 (人)	25	21	21	21	18

## 4 事業所税調定状況調

区分	年度					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
資産割	納税義務者 (人)	801	843	828	829	845
	床面積 (m <sup>2</sup> )	4, 596, 331	4, 821, 819	4, 708, 213	4, 689, 856	4, 750, 011
	非課税対象分 (m <sup>2</sup> )	946, 596	1, 056, 880	868, 709	838, 572	858, 282
	月割減額分 (m <sup>2</sup> )	108, 366	191, 303	100, 315	52, 062	84, 095
	特例控除分 (m <sup>2</sup> )	276, 099	277, 099	294, 161	287, 922	297, 238
	減免対象分 (m <sup>2</sup> )	44, 335	45, 222	48, 480	49, 251	45, 056
	課税標準 (m <sup>2</sup> )	3, 329, 301	3, 442, 618	3, 496, 863	3, 514, 111	3, 549, 435
	調定額 (千円)	1, 997, 547	2, 065, 536	2, 098, 084	2, 108, 433	2, 131, 215
従業者割	納税義務者 (人)	196	207	208	221	230
	従業員給与 (千円)	187, 486, 397	186, 206, 983	192, 319, 050	199, 263, 028	203, 085, 708
	非課税対象分 (千円)	17, 033, 826	16, 832, 287	17, 852, 692	18, 127, 577	19, 101, 964
	特例控除分 (千円)	4, 934, 927	4, 891, 382	4, 935, 028	4, 924, 243	4, 718, 631
	減免対象分 (千円)	2, 018, 869	1, 961, 649	2, 371, 096	2, 411, 918	2, 639, 022
	課税標準 (千円)	163, 498, 775	162, 521, 665	167, 160, 234	173, 799, 290	176, 626, 091
合計	調定額 (千円)	408, 738	406, 294	417, 891	434, 487	439, 965
	納税義務者 (人)	825	878	866	873	888
	調定額 (千円)	2, 406, 285	2, 471, 830	2, 515, 975	2, 542, 920	2, 571, 180

※ 合計欄の納税義務者数は、実人員で計上している。

## 7 市 稅 の 減 免

1 市民税の減免状況調	65
2 固定資産税の減免状況調	65
3 軽自動車税の減免状況調	66
4 事業所税の減免状況調	66



## 1 市民税の減免状況調

(単位：件、円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	件 数	135	153	151	157	197
貧困のため公私の扶助を受ける者	課 税 額	8,393,740	7,596,400	7,906,900	9,396,400	10,310,100
	減 免 額	5,042,700	4,737,700	5,177,900	5,433,500	6,722,200
	件 数	6	30	29	21	10
死亡・失業・疾病等により納付が困難な者	課 税 額	457,200	2,371,000	2,525,100	1,998,100	759,200
	減 免 額	291,800	1,119,500	1,239,000	931,600	284,000
	件 数	29	17	21	26	15
学生・生徒	課 税 額	98,800	57,400	69,600	87,100	43,400
	減 免 額	98,800	57,400	67,200	87,100	40,000
	件 数	296	297	317	321	309
公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらに準ずるもの	課 税 額	17,000,000	17,590,000	18,655,000	18,820,000	18,320,000
	減 免 額	17,000,000	17,590,000	18,655,000	18,820,000	18,320,000
	件 数	6	2	3	2	1
天災等により資産に損害を受けた者	課 税 額	1,034,680	277,000	176,200	29,400	323,500
	減 免 額	427,800	37,700	135,400	23,200	71,200
	件 数	472	499	521	527	532
計	課 税 額	26,984,420	27,891,800	29,332,800	30,331,000	29,756,200
	減 免 額	22,861,100	23,542,300	25,274,500	25,295,400	25,437,400
	件 数					

## 2 固定資産税の減免状況調

(単位：件、円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	件 数	172	166	180	173	200
貧困のため公私の扶助を受ける者	課 税 額	3,358,074	3,835,159	4,286,686	4,199,148	5,019,038
	減 免 額	2,277,199	2,113,527	2,665,282	2,469,101	2,989,065
	件 数	5,231	5,235	5,309	5,353	5,416
公益のために直接専用する固定資産	課 税 額	99,147,189	91,933,418	96,787,300	98,440,499	101,309,777
	減 免 額	93,131,108	86,969,541	90,696,614	92,334,128	95,133,696
	件 数	11	15	17	13	13
災害等により資産に損害を受けた者	課 税 額	478,446	816,559	788,492	418,238	249,032
	減 免 額	209,811	331,430	508,173	181,727	145,314
	件 数	24	19	21	20	20
その他の	課 税 額	40,952,746	29,606,304	35,969,248	35,938,436	35,241,261
	減 免 額	32,571,009	25,518,815	27,235,432	27,227,322	26,468,552
	件 数	5,438	5,435	5,527	5,559	5,649
計	課 税 額	143,936,455	126,191,440	137,831,726	138,996,321	141,819,108
	減 免 額	128,189,127	114,933,313	121,105,501	122,212,278	124,736,627
	件 数					

※ 都市計画税を含む。

※ 公益区分及びその他区分において、減免事由分類の修正あり。

### 3 軽自動車税の減免状況調

(単位 : 件、円)

区分	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	件数	課税額	件数	課税額	件数	課税額	件数
公益のために直接専用するもの	件数	課税額	件数	課税額	件数	課税額	件数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
災害等により損害を受けた軽自動車等	件数	課税額	件数	課税額	件数	課税額	件数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
身体障害者等	件数	課税額	件数	課税額	件数	課税額	件数
	2,331	20,674,300	2,292	20,887,000	2,292	21,653,600	2,260
	2,331	20,674,300	2,292	20,887,000	2,292	21,653,600	2,252
計	件数	課税額	件数	課税額	件数	課税額	件数
	2,331	20,674,300	2,292	20,887,000	2,292	21,653,600	2,260
	2,331	20,674,300	2,292	20,887,000	2,292	21,653,600	2,252

### 4 事業所税の減免状況調

(単位 : 件、円)

区分	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	件数	課税額	件数	課税額	件数	課税額	件数
災害等により事業用家屋に損害を受けたもの	件数	課税額	件数	課税額	件数	課税額	件数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
学術文化の振興等に特に寄与する施設	件数	課税額	件数	課税額	件数	課税額	件数
	4	3,853,500	4	4,918,700	4	4,909,400	4
	2,190,600	2,731,700	2,741,500	2,743,900	2,781,700	4,391,200	4
中小企業対策等産業振興政策上特に配慮が必要な施設	件数	課税額	件数	課税額	件数	課税額	件数
	16	16,438,300	16	16,328,500	17	20,158,400	17
	16,032,900	15,923,100	18,174,300	18,436,100	18,436,100	18,025,800	17
事業の目的及び営業の形態上特別の配慮が必要な施設	件数	課税額	件数	課税額	件数	課税額	件数
	10	5,598,500	10	5,565,000	10	5,674,900	11
	3,575,100	3,541,600	3,651,500	3,710,200	3,710,200	4,048,200	10
その他の	件数	課税額	件数	課税額	件数	課税額	件数
	12	9,851,600	12	9,843,300	12	10,403,000	12
	9,851,600	9,843,300	10,403,000	10,403,000	10,403,000	10,403,000	12
計	件数	課税額	件数	課税額	件数	課税額	件数
	42	35,741,900	42	36,655,500	43	41,145,700	44
	31,650,200	32,039,700	34,970,300	35,293,200	34,970,300	35,293,200	34,165,000

## 8 徴 収

1 督促状発付件数調	69
2 差押処分状況調	69
3 交付要求状況調	69
4 令和6年度滞納処分停止状況調	70
5 税目別不納欠損額調	71
6 事由別不納欠損額調	71
7 現年度収納における還付金の支出額に関する調	72
8 現年度収納における還付金の支出件数に関する調	72
9 過年度収納における還付金の支出額に関する調	73
10 過年度収納における還付金の支出件数に関する調	73
11 口座振替状況調	74



## 1 督促状発付件数調

(単位：件)

年 度 区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 民 税	78,726	75,542	74,646	79,511	80,418
普通徴収	59,822	57,415	55,460	58,598	59,530
特別徴収	17,340	16,706	17,824	19,320	19,311
法 人	1,564	1,421	1,362	1,593	1,577
固 定 資 産 税	84,723	90,729	88,617	90,099	87,772
軽 自 動 車 税	30,690	29,793	27,577	27,566	27,300
そ の 他	33	35	27	46	24
合 計	194,172	196,099	190,867	197,222	195,514

## 2 差押処分状況調

(単位：件)

年 度 財 産 区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不 動 産	65	60	67	83	54
預 貯 金	2,267	2,166	2,073	3,802	2,051
そ の 他	364	358	437	585	496
合 計	2,696	2,584	2,577	4,470	2,601

## 3 交付要求状況調

(単位：件、千円、%)

年 度 区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 要 求	件 数	271	193	228	321
	金 額	98,828	41,642	55,923	61,583
配 当	件 数	90	97	68	116
	金 額	15,195	19,857	9,660	19,547
配 当 率 (%)	15.4	47.7	17.3	31.7	30.9

## 4 令和6年度滞納処分停止状況調

(単位：千円)

税目	事由	無財産	生活困窮	居所不明	合計
市民税	現年課税分	2,492	2,654	478	5,624
	滞納繰越分	129,618	14,011	6,554	150,183
	計	132,110	16,665	7,032	155,807
個人	現年課税分	2,191	2,654	418	5,263
	滞納繰越分	121,825	14,011	5,671	141,507
	計	124,016	16,665	6,089	146,770
法人	現年課税分	301	-	60	361
	滞納繰越分	7,793	-	883	8,676
	計	8,094	-	943	9,037
固定資産税	現年課税分	11,309	153	1,274	12,736
	滞納繰越分	42,964	3,566	160	46,690
	計	54,273	3,719	1,434	59,426
軽自動車税	現年課税分	349	125	32	506
	滞納繰越分	2,578	794	120	3,492
	計	2,927	919	152	3,998
市たばこ税	現年課税分	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
特別土地保有税	現年課税分	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
事業所税	現年課税分	-	-	-	-
	滞納繰越分	3,041	-	-	3,041
	計	3,041	-	-	3,041
入湯税	現年課税分	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
合計	現年課税分	14,150	2,932	1,784	18,866
	滞納繰越分	178,201	18,371	6,834	203,406
	計	192,351	21,303	8,618	222,272

※ 個人市民税には個人県民税を含み、固定資産税には都市計画税を含む。

## 5 税目別不納欠損額調

(単位：件、千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分						
市民税	件 数	6,555	7,839	8,313	8,625	2,090
	税 額	293,205	188,112	205,842	198,580	79,626
個人	件 数	6,311	7,691	8,167	8,410	1,982
	税 額	266,130	151,124	191,216	180,110	71,936
法人	件 数	244	148	146	215	108
	税 額	27,075	36,988	14,626	18,470	7,690
固定資産税	件 数	3,081	5,704	5,450	4,636	2,095
	税 額	105,400	77,608	92,967	105,581	44,233
軽自動車税	件 数	4,456	2,286	2,152	1,615	304
	税 額	28,098	14,095	14,083	10,831	1,954
市たばこ税	件 数	—	—	—	—	—
	税 額	—	—	—	—	—
都市計画税	件 数	—	—	—	—	—
	税 額	13,737	15,217	17,957	20,437	8,579
特別土地保有税	件 数	—	—	—	—	—
	税 額	—	—	—	—	—
事業所税	件 数	—	1	—	—	4
	税 額	—	320	—	—	3,041
入湯税	件 数	—	—	—	—	—
	税 額	—	—	—	—	—
合 計	件 数	14,092	15,830	15,915	14,876	4,493
	税 額	440,440	295,352	330,849	335,429	137,433

※ 固定資産税の件数には都市計画税の件数を含む。

## 6 事由別不納欠損額調

(単位：件、千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事 由						
18条該当	件 数	2,476	2,110	1,469	952	527
	税 額	70,884	24,285	19,225	16,640	10,574
15条の7 第4項該当	件 数	1,219	3,003	1,561	1,713	657
	税 額	42,670	40,850	29,350	36,903	12,219
15条の7 第5項該当	件 数	10,397	10,717	12,885	12,211	3,309
	税 額	326,886	230,217	282,274	281,886	114,640
合 計	件 数	14,092	15,830	15,915	14,876	4,493
	税 額	440,440	295,352	330,849	335,429	137,433

7 現年度収納における還付金の支出額に関する調

(単位 : 円)

区分	年 度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	本 税	加 算 金					
市民税	本 税	245,924,889	196,701,693	237,827,729	281,047,885	354,910,326	
	加 算 金	659,900	491,000	263,200	376,700	424,900	
個 人	本 税	131,919,991	114,616,881	125,966,361	147,165,450	210,447,497	
	加 算 金	50,400	10,500	12,500	8,100	5,800	
法 人	本 税	114,004,898	82,084,812	111,861,368	133,882,435	144,462,829	
	加 算 金	609,500	480,500	250,700	368,600	419,100	
固定資産税	本 税	72,686,671	28,170,598	33,632,161	41,940,981	35,072,654	
	加 算 金	13,300	264,000	2,800	3,400	15,600	
軽自動車税	本 税	1,589,000	1,263,400	2,084,625	1,511,000	1,554,343	
	加 算 金	—	—	—	—	—	
特別土地保有税	本 税	—	—	—	—	—	
	加 算 金	—	—	—	—	—	
事業所税	本 税	4,745,500	29,456,572	6,353,575	4,971,200	17,334,059	
	加 算 金	1,100	10,000	3,400	1,300	96,600	
その 他	本 税	52,115	5,188	—	—	—	
	加 算 金	627,306	2,600	1,300	1,600	2,200	
合 計	本 税	324,998,175	255,597,451	279,898,090	329,471,066	408,871,382	
	加 算 金	1,301,606	767,600	270,700	383,000	539,300	

※ 本税には延滞金及び督促手数料を含む。

※ 個人市民税には個人県民税を含み、固定資産税には都市計画税を含む。

8 現年度収納における還付金の支出件数に関する調

(単位 : 件)

区分	年 度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	本 税	加 算 金					
市民税	本 税	12,135	11,058	11,682	11,277	20,442	
	加 算 金	195	133	98	110	121	
個 人	本 税	10,813	9,830	10,329	9,946	18,985	
	加 算 金	32	6	5	5	4	
法 人	本 税	1,322	1,228	1,353	1,331	1,457	
	加 算 金	163	127	93	105	117	
固定資産税	本 税	815	1,017	971	982	961	
	加 算 金	8	2	2	1	5	
軽自動車税	本 税	234	184	267	198	214	
	加 算 金	—	—	—	—	—	
特別土地保有税	本 税	—	—	—	—	—	
	加 算 金	—	—	—	—	—	
事業所税	本 税	26	35	33	31	50	
	加 算 金	1	4	2	1	9	
その 他	本 税	6	3	—	—	—	
	加 算 金	28	1	1	1	1	
合 計	本 税	13,216	12,297	12,953	12,488	21,667	
	加 算 金	232	140	103	113	136	

※ 本税には延滞金及び督促手数料を含む。

※ 個人市民税には個人県民税を含み、固定資産税には都市計画税を含む。

## 9 過年度収納における還付金の支出額に関する調

(単位：円)

年 度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
区分						
市民税	本 税	556,599,505	365,043,935	332,572,793	454,797,019	375,099,212
	加 算 金	3,498,500	1,417,300	1,227,600	1,827,900	1,375,300
個 人	本 税	235,342,907	218,121,977	131,724,954	141,149,072	149,787,252
	加 算 金	529,900	662,800	328,200	285,700	222,700
法 人	本 税	321,256,598	146,921,958	200,847,839	313,647,947	225,311,960
	加 算 金	2,968,600	754,500	899,400	1,542,200	1,152,600
固定資産税	本 税	17,842,231	36,369,995	23,019,455	40,844,926	24,218,413
	加 算 金	239,300	327,400	314,300	681,400	267,500
軽自動車税	本 税	796,400	587,993	1,720,170	513,500	518,000
	加 算 金	—	—	—	—	—
特別土地保有税	本 税	—	—	—	—	—
	加 算 金	—	—	—	—	—
事業所税	本 税	169,300	5,399,400	346,100	4,686,100	5,210,600
	加 算 金	—	—	—	—	—
そ の 他	本 税	31,437,822	49,144,491	55,664,287	42,957,163	52,689,916
	加 算 金	756,094	4,153,030	6,432,935	2,245,545	3,634,420
合 計	本 税	606,845,258	456,545,814	413,322,805	543,798,708	457,736,141
	加 算 金	4,493,894	5,897,730	7,974,835	4,754,845	5,277,220

※ 本税には延滞金及び督促手数料を含む。

※ 個人市民税には個人県民税を含み、固定資産税には都市計画税を含む。

## 10 過年度収納における還付金の支出件数に関する調

(単位：件)

年 度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
区分						
市民税	本 税	7,249	7,006	6,489	8,913	7,413
	加 算 金	669	383	320	369	323
個 人	本 税	5,406	5,498	4,882	7,159	5,903
	加 算 金	273	206	152	139	124
法 人	本 税	1,843	1,508	1,607	1,754	1,510
	加 算 金	396	177	168	230	199
固定資産税	本 税	4,390	651	696	1,028	685
	加 算 金	68	71	90	83	86
軽自動車税	本 税	122	98	215	90	107
	加 算 金	—	—	—	—	—
特別土地保有税	本 税	—	—	—	—	—
	加 算 金	—	—	—	—	—
事業所税	本 税	6	12	16	4	5
	加 算 金	—	—	—	—	—
そ の 他	本 税	2,251	2,415	1,302	1,092	1,439
	加 算 金	9	15	21	19	16
合 計	本 税	14,018	10,182	8,718	11,127	9,649
	加 算 金	746	469	431	471	425

※ 本税には延滞金及び督促手数料を含む。

※ 個人市民税には個人県民税を含み、固定資産税には都市計画税を含む。

## 11 口座振替状況調

(単位：件、千円)

区分	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	加入者数		22,827	22,956	22,451	22,504	22,266
個人市民税	口座振替依頼分	件数	72,526	74,331	72,855	72,389	67,449
		税額	4,157,871	3,994,771	4,210,845	4,453,102	4,350,193
	口座振替済分	件数	70,437	72,064	70,612	70,115	65,317
		税額	4,041,956	3,879,909	4,079,967	4,326,436	4,211,332
	口座振替不能分	件数	2,089	2,267	2,243	2,274	2,132
		税額	115,915	114,862	130,878	126,666	138,861
固定資産税	加入者数		115,809	116,601	116,978	116,098	113,912
	口座振替依頼分	件数	455,195	455,714	456,485	449,872	439,952
		税額	20,514,307	22,263,369	25,069,906	25,801,133	26,381,250
	口座振替済分	件数	444,082	445,213	446,049	439,567	430,060
		税額	20,102,886	21,848,243	24,640,806	25,366,150	25,960,630
	口座振替不能分	件数	11,113	10,501	10,436	10,305	9,892
軽自動車税	加入者数		20,402	20,293	20,415	20,053	19,710
	口座振替依頼分	件数	20,402	20,293	20,415	20,053	19,710
		税額	120,860	122,355	126,993	127,750	128,481
	口座振替済分	件数	19,666	19,573	19,713	19,465	19,168
		税額	115,857	117,581	122,305	123,608	124,683
	口座振替不能分	件数	736	720	702	588	542
合計		税額	5,003	4,774	4,688	4,142	3,798
	加入者数		159,038	159,850	159,844	158,655	155,888
	口座振替依頼分	件数	548,123	550,338	549,755	542,314	527,111
		税額	24,793,038	26,380,495	29,407,744	30,381,985	30,859,924
	口座振替済分	件数	534,185	536,850	536,374	529,147	514,545
		税額	24,260,699	25,845,733	28,843,078	29,816,194	30,296,645
口座振替不能分	件数	13,938	13,488	13,381	13,167	12,566	
	税額	532,339	534,762	564,666	565,791	563,279	

※ 個人市民税には個人県民税を含み、固定資産税には都市計画税を含む。

## 9 徴 税 費 そ の 他

1 徴税費に関する調	77
2 市民の税負担状況調	78
3 市税の還元状況調	78
4 個人県民税徵收取扱費に関する調	79
5 市民税・県民税・森林環境税特定あん分率調	79
6 市民税・県民税確定あん分率調	79
7 税証明等発行件数調	80
8 令和6年度税証明等行政区別集計	80



## 1 徴税費に関する調

(単位：千円)

年度 区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (見込)
税 収 入 合 計	134,176,439	139,276,729	141,768,398	141,481,324	148,912,444
市 税	120,679,722	125,493,743	128,068,501	127,753,091	133,778,000
個 人 県 民 税	13,496,717	13,782,986	13,699,897	13,728,233	15,134,444
徴 税 費 合 計	2,158,220	2,270,627	2,063,471	2,320,168	2,498,150
人 件 費 計	1,669,088	1,603,411	1,606,629	1,590,057	1,604,197
基 本 給	843,005	819,344	832,308	834,111	841,990
諸 手 当	460,753	447,768	432,083	427,652	431,928
超過勤務手当	90,294	78,997	55,704	46,117	46,578
税務特別手当	10,515	10,047	10,819	10,200	10,302
その他の手当	359,944	358,724	365,560	371,335	375,048
そ の 他	365,330	336,299	342,238	328,294	330,279
需 用 費 計	443,197	613,171	385,238	630,718	664,624
旅 費	325	3,417	4,632	3,194	4,560
賃 金	-	-	-	-	-
そ の 他	442,872	609,754	380,606	627,524	660,064
報 償 金 等 計	-	-	-	-	-
前 納 報 奨 金	-	-	-	-	-
納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	-	-	-	-	-
納 税 奨 励 金	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-
そ の 他	45,935	54,045	71,604	99,393	229,329
県 民 税 徴 収 取 扱 費	1,138,623	1,151,214	1,166,760	1,170,640	1,198,554

## 2 市民の税負担状況調

(単位 : 円)

区分		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
直接税	個人市民税	納税者 1人当たり	144,195	146,451	149,087	139,941	154,761	
		市民 1人当たり	69,798	71,592	73,723	70,180	79,338	
		1世帯当たり	155,687	160,063	162,578	152,766	170,487	
	固定資産税	納税者 1人当たり	162,909	165,207	173,343	175,347	178,582	
		市民 1人当たり	55,488	56,921	60,103	61,105	62,528	
		1世帯当たり	123,769	127,261	132,542	133,012	134,365	
	その他の税	市民 1人当たり	16,820	17,115	18,026	18,631	18,787	
		1世帯当たり	37,517	38,264	39,751	40,557	40,370	
	小計	市民 1人当たり	142,106	145,628	151,852	149,916	160,653	
		1世帯当たり	316,973	325,588	334,871	326,335	345,222	
間接税		市民 1人当たり	6,945	7,029	7,211	7,316	7,350	
		1世帯当たり	15,491	15,715	15,903	15,926	15,794	
合計		市民 1人当たり	149,051	152,657	159,063	157,232	168,003	
		1世帯当たり	332,464	341,303	350,774	342,261	361,016	

※ 固定資産税は、交付金を除く。

※ 直接税のその他は特別土地保有税、軽自動車税、都市計画税及び事業所税であり、間接税は市たばこ税及び入湯税である。

## 3 市税の還元状況調

(単位 : 千円、円、%)

区分		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計歳出額	(千円)	444,445,025	416,374,474	399,393,152	402,758,795	419,712,092	
市民 1人当たり	(円)	600,875	563,461	541,206	545,950	568,759	
1世帯当たり	(円)	1,355,474	1,272,188	1,210,000	1,203,958	1,238,060	
市税決算額	(千円)	116,856,952	120,679,722	125,493,743	128,068,501	127,753,091	
市民 1人当たり	(円)	157,987	163,310	170,053	173,600	173,120	
1世帯当たり	(円)	356,392	368,724	380,195	382,832	376,844	
差引額	(千円)	327,588,073	295,694,752	273,899,409	274,690,294	291,959,001	
市民 1人当たり	(円)	442,888	400,151	371,153	372,350	395,639	
1世帯当たり	(円)	999,082	903,464	829,805	821,126	861,216	
還元率	(%)	380	345	318	314	329	

4 個人県民税徵收取扱費に関する調

(単位：件、円)

年 度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
区分						
納稅義務者割	人 数	378,369	379,541	383,738	388,920	390,210
	取扱費	1,135,107,000	1,138,623,000	1,151,214,000	1,166,760,000	1,170,630,000
払込税額割	税 額	20,703	-	-	-	137,183
	取扱費	1,449	-	-	-	9,602
過誤納還付金						
そ の 他	取扱費	74,747,029	75,010,424	44,736,267	43,721,719	53,936,457

5 市民税・県民税・森林環境税特定あん分率調

年 度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
区分						
市 民 税	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)
	0.79541	0.79555	0.79551	0.79279	0.79347	
県 民 税	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)
	0.60006	0.60003	0.60002	0.60003	0.60002	0.60002
森 林 環 境 税	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)
	-	-	-	0.00506	0.00511	

6 市民税・県民税確定あん分率調

年 度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
区分						
市 民 税	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)
	0.795299719387	0.795356263435	0.795532483042	0.795492409908	0.792837413894	
県 民 税	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)
	0.5995438709	0.6000525974	0.6000253476	0.6000218878	0.6000159842	
森 林 環 境 税	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)
	0.204700280613	0.204643736565	0.204467516958	0.204507590092	0.202116244242	
	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)	(退職分離課税分)
	0.4004561291	0.3999474026	0.3999746524	0.3999781122	0.3999840158	
	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)	(退職分離課税分以外)
	-	-	-	-	-	0.005046341864

## 7 税証明等発行件数調

(単位：件)

種類		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			有 料	(コンビニ等)	107,091	96,283	104,546
所得関係証明			有 料	(コンビニ等)	12,094	22,712	34,629
納税証明			有 料	(コンビニ等)	21,102	14,159	18,014
資産関係証明			有 料	(コンビニ等)	28,055	25,527	26,908
住宅用家屋証明			有 料			174	1,060
軽自記載事項証明		有 料			4,208	3,890	4,190
臨時運行許可		有 料			358	340	354
車検用納税証明		無 料			5,976	5,925	5,528
手数料減免分		無 料			28,702	29,076	23,883
合 計		有 料			166,790	146,124	159,540
		無 料			33,019	33,487	27,066
							9,510
							7,998

※ コンビニ等は、コンビニエンスストアのマルチコピー機等でのマイナンバーカードを利用した証明書発行分を指す。

※ 手数料減免分は、熊本市手数料条例第5条による。

## 8 令和6年度税証明等行政区別集計

(単位：件)

区分 種類	中央区	東 区	西 区	南 区	北 区	コンビニ等	合 計
所得関係証明	13,153	11,599	4,661	6,092	6,872	51,381	93,758
	有 料	12,701	11,223	4,519	6,069	6,803	51,381
	手数料減免分	452	376	142	23	69	1,062
納税証明	5,709	3,902	1,381	1,616	1,658	3,175	17,441
	有 料	5,681	3,894	1,380	1,616	1,653	3,175
	手数料減免分	28	8	1	-	5	42
資産関係証明	10,316	6,065	3,086	4,553	4,911	1,019	29,950
	有 料	9,164	5,927	2,944	4,442	4,481	1,019
	手数料減免分	1,152	138	142	111	430	1,973
住宅用家屋証明	1,721	789	866	300	171		3,847
	有 料	1,721	789	866	300	171	3,847
	手数料減免分	-	-	-	-	-	-
軽自記載事項証明	90	61	46	64	43		304
	有 料	90	60	46	64	43	303
	手数料減免分	-	1	-	-	-	1
臨時運行許可	81	1,901	662	1,574	1,383		5,601
	有 料	81	1,901	662	1,574	1,383	5,601
	手数料減免分	-	-	-	-	-	-
車検用納税証明 (無料)							4,920
	296	1,939	602	971	1,112		
合 計	31,366	26,256	11,304	15,170	16,150	55,575	155,821
有 料	29,438	23,794	10,417	14,065	14,534	55,575	147,823
手数料減免分	1,632	523	285	134	504		3,078
無 料	296	1,939	602	971	1,112		4,920

※ 各区は、区内のまちづくりセンターを含む。

※ コンビニ等は、コンビニエンスストアのマルチコピー機等でのマイナンバーカードを利用した証明書発行分を指す。

※ 手数料減免分は、熊本市手数料条例第5条による。

## 10 税 制

1 地方税制の変遷 .....	83
2 令和7年度市税関係法令概要 .....	89



## 1 地方税制の変遷

年度 税目		令和 3 年度
市 町 村 民 税	税 率	個人
		法人
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅ローン控除の見直しに伴う個人住民税に係る措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税において、控除期間を 13 年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置（下記参照）が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、従来と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずる。             </li> <li>&lt;所得税における措置&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間（※）に契約した場合、令和4 年末まで（従来の要件：令和2年末まで（新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで））の入居者を対象とする。</li> <li>（※）新築→令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで 建売・中古・増改築等→令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日まで</li> <li>・ 上記の延長分については、合計所得金額 1,000 万円以下の者について床面積 40 m<sup>2</sup>～50 m<sup>2</sup>（従来の要件：50 m<sup>2</sup>以上）の住宅も対象とする特例措置を講ずる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
固定資産税	税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、従来の負担調整措置の仕組みを継続</li> <li>・ その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和 3 年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずる。</li> </ul> </li> <li>○ 平成 28 年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期間を 2 年延長</li> <li>○ 平成 28 年熊本地震に係る被災代替家屋等に対する固定資産税及び都市計画税の特例措置の対象となる家屋の取得又は改築の期限を 2 年延長</li> <li>○ 平成 28 年熊本地震に係る被災代替償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例措置の対象となる償却資産の取得又は改良の期限を 2 年延長</li> <li>○ 固定資産税等に係る主な負担軽減措置（平成 28 年熊本地震に係るもの）を除く。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置を創設（固定資産税）</li> <li>・ 市町村自転車活用推進計画に基づき設置したシェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）</li> <li>・ 駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置を 2 年延長（固定資産税、都市計画税）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

年度 税目	令和 3 年度（続き）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽減対象車の割合を従来と同水準としつつ、新たな令和 12 年度燃費基準の下で税率区分を見直す。</li> </ul> </li> <li>○ 軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の延長           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率を 1% 分軽減する臨時の軽減について、適用期限を 9 箇月延長し、令和 3 年 12 月 31 日までに取得したものを対象とする。</li> </ul> </li> <li>○ 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点化及び基準の切替えを行った上で、適用期限を 2 年延長</li> </ul> </li> </ul>

年度 税目		令和4年度	
市 町 村 民 税	個 人  税 率	個人	
		法人	
市 町 村 民 税	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅ローン控除の見直しに伴う個人住民税に係る措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税において、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限（令和3年12月31日）を令和7年12月31日まで4年延長するとともに、以下の措置等が講じられたことに伴い、令和4年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額）を控除した残額があるものについては、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずる。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;所得税における主な措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せを行う。</li> <li>・ 控除率を0.7%（改正前：1.0%）とする。</li> <li>・ 所得要件を2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）とする。</li> <li>・ 新築住宅等について控除期間を13年（改正前：10年）とする。</li> </ul>	
固定資産税	税率		
固定資産税	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅（改正前：5%）を、評価額の2.5%に抑制する措置を講ずる。</li> </ul> </li> </ul>	
その他			

年度 税目			令和 5 年度
市 町 村 民 税	税 率	個 人  法 人	
		○ ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消しについて、前の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、2年前にまで遡って取消事由とすることを可能とする。</li> </ul> ○ 雑損控除の特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震による災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和 6 年度分の個人住民税（令和 5 年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができますの特例を設ける。</li> </ul>	
固定資産税	税率		
		○ 固定資産税に係る質問検査権の対象の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等を、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者等からも入手することができることを法令上明確化する。</li> </ul> ○ 固定資産税等に係る主な負担軽減措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設（固定資産税）</li> <li>・ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設（固定資産税）</li> <li>・ バス事業者が路線の維持に取り組みつつ E V バスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）</li> </ul>	
その他		○ 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、税率区分を令和 5 年 12 月末まで据え置く。</li> <li>・ 令和 17 年電動車 100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を 3 年間で段階的に引き上げる。</li> </ul> ○ 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気軽自動車等を取得した場合における軽課措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等について、適用期限を 3 年延長する。</li> </ul> ○ 軽自動車に係る燃費・排ガス不正行為への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不正により生じた軽自動車税の納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合（改正前：10%）を 35% に引き上げる。</li> </ul>	

年度 税目		令和6年度	
市 町 村 民 税	税率	個 人	
		法 人	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定額減税 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者（納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。）及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施</li> <li>・ 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。</li> <li>・ ふるさと納税の特例控除上限額（所得割額の2割）等について、定額減税「前」の所得割額とする。</li> </ul> </li> </ul>	
固定資産税	税率		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 固定資産税（土地）の負担調整措置等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担水準（土地の評価額等に対する課税標準額の割合）の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置（地価上昇時に新評価額の5%ずつを課税標準額に加算等する措置（商業地等の場合））等を3年延長</li> </ul> </li> <li>○ 固定資産税等に係る主な負担軽減措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、対象設備を追加した上、2年延長（固定資産税）</li> <li>・ 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る課税標準の特例措置について、対象設備を追加した上、2年延長（固定資産税、都市計画税）</li> </ul> </li> </ul>	
その他			

年度 税目		令和 7 年度	
市 町 村 民 税	税 率	個 人	
		法 人	
		○ 給与所得控除の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与所得控除の最低保障額について、65 万円（現行 55 万円）に引上げ</li> </ul> ○ 大学生年代の子等に関する特別控除の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減する仕組みを導入（控除額：最高 45 万円）</li> </ul> ○ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58 万円（現行 48 万円）に引上げ</li> </ul>	
固定資産税	税率		
		○ 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業が先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等に係る課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、適用期限を 2 年に限り延長</li> </ul>	
その他	その他	○ 軽自動車税種別割に関する、二輪車の車両区分の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の 50cc 原付バイクについては、令和 7 年 11 月以降新たな排ガス規制の適用を受けることになるが、技術面及び事業性の観点から、規制に適合した原付の生産・販売が困難となる見込みである。</li> </ul> <p>そのため、国において新たに、総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kW（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）の区分が設けられ、原付免許で運転できることとされたことに伴い、新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円（50cc 原付と同額）とする。</p> ○ 加熱式たばこの課税方式の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは 1 本をもって紙巻きたばこ 1 本に換算する仕組みとする。</li> </ul>	

## 2 令和7年度市税関係法令概要

税目	課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期																																													
個人 人 市 民 税	<p><b>課税標準</b> 総所得金額等から下記の所得控除額を引いたものが、それぞれの課税所得金額となる。</p> <p><b>【所得控除】</b></p> <p>1 雜損控除…次のいずれか多い額 (1) 損失額－総所得金額等の 10% (2) 損失額のうち災害関連支出額－5万円</p> <p>2 医療費控除 (1) 通常の医療費控除 総所得金額等の 5% (10万円を超える場合は 10万円) を超える医療費の支払額 (最高 200万円) (2) 医療費控除の特例 12,000円を超えるスイッチ OTC 医薬品の支払額 (最高 88,000円) ※スイッチ OTC 医薬品…要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品</p> <p>3 社会保険料控除…支払った社会保険料の全額</p> <p>4 小規模企業共済等掛金控除…支払った掛金の全額</p> <p>5 生命保険料控除 (最高 70,000円) (1) 平成 24年 1月 1日以後の契約に係るもの (生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料) ア 12,000円以下の場合 支払保険料の全額 イ 12,000円を超えて 32,000円以下の場合 支払保険料×1/2+6,000円 ウ 32,000円を超えて 56,000円以下の場合 支払保険料×1/4+14,000円 エ 56,000円を超える場合 一律 28,000円 (2) 平成 23年 12月 31日以前の契約に係るもの (生命保険料・個人年金保険料) ア 15,000円以下の場合 支払保険料の全額 イ 15,000円を超えて 40,000円以下の場合 支払保険料×1/2+7,500円 ウ 40,000円を超えて 70,000円以下の場合 支払保険料×1/4+17,500円 エ 70,000円を超える場合 一律 35,000円 ※(1)と(2)の両方がある場合、(1)・(2)それぞれを合算した額 (最高 28,000円、ただし(2)の額が 28,000円を超える場合は(2)の額)</p> <p>6 地震保険料控除</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">① 地震損害保険契約</th> <th colspan="2">② 旧長期損害保険契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> <td>5,000円超～15,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(①+②) 限度額 25,000円)</p> <p>7 障害者控除…26万円 (特別障害者 30万円 (同居特別障害者 53万円))</p> <p>8 寡婦控除…26万円</p> <p>9 ひとり親控除…30万円</p> <p>10 勤労学生控除…26万円</p> <p>11 配偶者控除</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">納税義務者の合計所得</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の控除対象配偶者 (昭和 30年 1月 2日以降生まれ)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td rowspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者 (昭和 30年 1月 1日以前生まれ)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>12 配偶者特別控除…1万円～33万円 (※夫 (妻) の合計所得金額が 1,000万円超の場合、控除適用なし) (※配偶者控除の適用がある場合、上乗せしない。)</p> <p>13 扶養控除…33万円 (特定扶養親族 45万円、老人扶養親族 38万円 (同居老親等 45万円))</p> <p>14 基礎控除</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="4">個人の合計 所得金額</th> <th colspan="2">基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	① 地震損害保険契約		② 旧長期損害保険契約		50,000円以下	支払保険料×1/2	5,000円以下	支払保険料全額	50,000円超	25,000円	5,000円超～15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円			15,000円超	10,000円		納税義務者の合計所得				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	一般の控除対象配偶者 (昭和 30年 1月 2日以降生まれ)	33万円	22万円	11万円	なし	老人控除対象配偶者 (昭和 30年 1月 1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円	個人の合計 所得金額	基礎控除額		2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし
① 地震損害保険契約		② 旧長期損害保険契約																																												
50,000円以下	支払保険料×1/2	5,000円以下	支払保険料全額																																											
50,000円超	25,000円	5,000円超～15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円																																											
		15,000円超	10,000円																																											
	納税義務者の合計所得																																													
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																										
一般の控除対象配偶者 (昭和 30年 1月 2日以降生まれ)	33万円	22万円	11万円	なし																																										
老人控除対象配偶者 (昭和 30年 1月 1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円																																											
個人の合計 所得金額	基礎控除額																																													
	2,400万円以下	43万円																																												
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																												
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																												
2,500万円超	適用なし																																													

税目	課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期						
個人市民税（統一）	<p>※給与所得控除……給与収入額から控除して給与所得額を求める。</p> <p>(1) 1,625,000円以下の場合 550,000円  (2) 1,625,001円以上 1,800,000円以下の場合 収入金額×40%－100,000円  (3) 1,800,001円以上 3,600,000円以下の場合 収入金額×30%+80,000円  (4) 3,600,001円以上 6,600,000円以下の場合 収入金額×20%+440,000円  (5) 6,600,001円以上 8,500,000円以下の場合 収入金額×10%+1,100,000円  (6) 8,500,001円以上の場合 1,950,000円（上限）</p> <p>【所得金額調整控除】</p> <p>一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するもの</p> <p>1 子ども・特別障害者等を有する者等</p> <p>その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次の(1)のアからウまでのいずれかに該当するものの総所得金額を計算する場合に、次の(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除</p> <p>(1) 適用対象者</p> <p>ア 本人が特別障害者に該当する者  イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者  ウ 特別障害者である同一計画配偶者又は扶養親族を有する者</p> <p>(2) 所得金額調整控除額</p> <p>{給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－850万円}×10% = 控除額</p> <p>2 給与所得と年金所得の双方を有する者</p> <p>その年において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、次の(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除</p> <p>(1) 適用対象者</p> <p>その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超えるもの</p> <p>(2) 所得金額調整控除額</p> <p>{給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）+公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）}－10万円 = 控除額</p> <p>※公的年金等控除額……公的年金等収入額から控除して公的年金等に係る雑所得額を求める。</p> <p>次の(1)と(2)の合計額（110万円に満たない場合は110万円、ただし65歳未満の者は60万円に読み替え）</p> <p>(1) 定額控除 40万円  (2) 定率控除 50万円控除後の年金収入</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>360万円までの部分</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>360万円を超えて720万円までの部分</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>720万円を超えて950万円までの部分</td> <td>5%</td> </tr> </table> <p>※年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。</p> <p>【税額控除】</p> <p>所得割額から控除する額  調整控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、定額による特別控除 等</p> <p>税率</p> <p>均等割 …… 年額3,000円（令和6年度からは、国税として森林環境税（年額1,000円）が市民税均等割及び県民税均等割と併せて課税）  所得割 …… 課税標準額の100分の8</p> <p>納期</p> <p>普通徴収 …… 6月、8月、10月、翌年1月。ただし、均等割相当額のみの場合は6月のみ。  特別徴収 …… （給与特別徴収）  6月から翌年5月までの12回。ただし、均等割相当額のみの場合は6月のみの1回。  （年金特別徴収）  4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回。</p>	360万円までの部分	25%	360万円を超えて720万円までの部分	15%	720万円を超えて950万円までの部分	5%
360万円までの部分	25%						
360万円を超えて720万円までの部分	15%						
720万円を超えて950万円までの部分	5%						

税目	課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期																								
法人 市 民 税	<b>課税標準</b> 均等割 …… 定額課税 法人税割 …… 法人税額又は個別帰属法人税額で諸控除適用前のもの																								
	<b>税率</b> 均等割 …… 以下の表のとおり																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本金等の金額（注1）</th> <th colspan="2">区内の従業者数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記の(1)～(4)の法人（注2）</td> <td>60,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>60,000円</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超える1億円以下の法人</td> <td>156,000円</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超える10億円以下の法人</td> <td>192,000円</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える50億円以下の法人</td> <td>492,000円</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td></td> <td>3,600,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金等の金額（注1）	区内の従業者数		50人以下	50人超	下記の(1)～(4)の法人（注2）	60,000円		1千万円以下の法人	60,000円	144,000円	1千万円を超える1億円以下の法人	156,000円	180,000円	1億円を超える10億円以下の法人	192,000円	480,000円	10億円を超える50億円以下の法人	492,000円	2,100,000円	50億円を超える法人	
資本金等の金額（注1）	区内の従業者数																								
	50人以下	50人超																							
下記の(1)～(4)の法人（注2）	60,000円																								
1千万円以下の法人	60,000円	144,000円																							
1千万円を超える1億円以下の法人	156,000円	180,000円																							
1億円を超える10億円以下の法人	192,000円	480,000円																							
10億円を超える50億円以下の法人	492,000円	2,100,000円																							
50億円を超える法人		3,600,000円																							
(注1) 資本金等の金額とは、資本金額又は出資金額と資本積立金額の合計額をいう。																									
(注2) (1) 公共法人及び公益法人等 (2) 人格のない社団等 (3) 一般社団法人及び一般財団法人 (4) 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金額又は出資金額を有しないもの																									
			法人税割 …… 法人税額の8.4% (令和元年9月30日以前に開始する事業年度又は連結事業年度までは12.1%)																						
			<b>納期</b> 申告納付 …… 原則として、事業年度終了日の翌日から2月以内																						

税目	課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期																																	
固定資産税	<p><b>課税標準</b></p> <p><b>【土地】</b></p> <p>課税標準額は、基準年度の賦課期日における価格であり、第2年度、第3年度において新たに固定資産税の対象となる土地については、基準年度の価格に比準する価格        ◎免税点……30万円未満</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>※負担水準の均衡化措置</b></p> <p>平成9年度から宅地について税負担の上限を今年度評価額の一定割合とし、負担水準の均衡化を図ることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 負担水準が高い土地は、税負担が下がる。</li> <li>(2) 負担水準がある程度高い土地は、税負担が据置き。</li> <li>(3) 負担水準が低い土地は、一定割合で税負担が上がる。</li> </ul> <p><b>1 負担水準</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 商業地等の宅地</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">負担水準 =</td> <td style="width: 60%; text-align: center;"><math>\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額}}</math></td> </tr> <tr> <td>(2) 住宅用地</td> <td style="text-align: right;">負担水準 =</td> <td style="text-align: center;"><math>\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額} \times \text{特例率}(1/3 \text{ 又は } 1/6)}</math></td> </tr> <tr> <td>(3) 一般農地</td> <td style="text-align: right;">負担水準 =</td> <td style="text-align: center;"><math>\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額}}</math></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>負 担 水 準</th> <th>課 税 標 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">商業地等 の宅地</td> <td>0.7超</td> <td>今年度評価額×0.7</td> </tr> <tr> <td>0.6以上0.7以下</td> <td>前年度課税標準額</td> </tr> <tr> <td>0.6未満</td> <td>前年度課税標準額+今年度評価額×0.05 (注1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住 宅 用 地</td> <td>1.0以上</td> <td>今年度評価額×特例率</td> </tr> <tr> <td>1.0未満</td> <td>前年度課税標準額+今年度評価額×特例率×0.05 (注2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一 般 農 地</td> <td>0.9以上</td> <td>前年度課税標準額×1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td> <td>前年度課税標準額×1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td> <td>前年度課税標準額×1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>前年度課税標準額×1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)算出した額が今年度評価額の60%を超える場合は0.6を、今年度評価額の20%に満たない場合は0.2をそれぞれ今年度評価額に乗じた額とする。    (注2)算出した額が今年度評価額×特例率の100%を超える場合は今年度評価額×特例率、20%に満たない場合は0.2を今年度評価額×特例率に乗じて得た額とする。</p> <p><b>2 評価額の修正</b>      令和7年度(2025年度)、令和8年度(2026年度)において地価下落がある場合には土地の評価額の修正を行う。</p> <p><b>【家屋】</b></p> <p>課税標準額は、基準年度の賦課期日における価格であり、第2年度、第3年度において新たに固定資産税の対象となる家屋については、当該家屋に類似する家屋の基準年度の価格に比準する価格        ◎免税点……20万円未満</p> <p><b>【償却資産】</b></p> <p>課税標準額は賦課期日における価格        ◎免税点……150万円未満</p> <p><b>税率</b></p> <p>課税標準額の100分の1.4</p> <p><b>納期</b></p> <p>5月、7月、9月、12月</p> </div>	(1) 商業地等の宅地	負担水準 =	$\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額}}$	(2) 住宅用地	負担水準 =	$\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額} \times \text{特例率}(1/3 \text{ 又は } 1/6)}$	(3) 一般農地	負担水準 =	$\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額}}$		負 担 水 準	課 税 標 準 額	商業地等 の宅地	0.7超	今年度評価額×0.7	0.6以上0.7以下	前年度課税標準額	0.6未満	前年度課税標準額+今年度評価額×0.05 (注1)	住 宅 用 地	1.0以上	今年度評価額×特例率	1.0未満	前年度課税標準額+今年度評価額×特例率×0.05 (注2)	一 般 農 地	0.9以上	前年度課税標準額×1.025	0.8以上0.9未満	前年度課税標準額×1.05	0.7以上0.8未満	前年度課税標準額×1.075	0.7未満	前年度課税標準額×1.1
(1) 商業地等の宅地	負担水準 =	$\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額}}$																																
(2) 住宅用地	負担水準 =	$\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額} \times \text{特例率}(1/3 \text{ 又は } 1/6)}$																																
(3) 一般農地	負担水準 =	$\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額}}$																																
	負 担 水 準	課 税 標 準 額																																
商業地等 の宅地	0.7超	今年度評価額×0.7																																
	0.6以上0.7以下	前年度課税標準額																																
	0.6未満	前年度課税標準額+今年度評価額×0.05 (注1)																																
住 宅 用 地	1.0以上	今年度評価額×特例率																																
	1.0未満	前年度課税標準額+今年度評価額×特例率×0.05 (注2)																																
一 般 農 地	0.9以上	前年度課税標準額×1.025																																
	0.8以上0.9未満	前年度課税標準額×1.05																																
	0.7以上0.8未満	前年度課税標準額×1.075																																
	0.7未満	前年度課税標準額×1.1																																

税目	課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期																																																					
	<b>課税標準</b> 1台につき																																																					
	<b>税率</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>区分</th> <th colspan="2">総排気量など車両条件</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原動機付自転車</td> <td>第一種</td> <td colspan="2">50cc 以下(ミニカーを除く)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>特定小型</td> <td colspan="2">0.6kW 以下かつ一定の規格以下で時速 20km 以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第二種乙</td> <td colspan="2">50cc 超 90cc 以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第二種甲</td> <td colspan="2">90cc 超 125cc 以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td colspan="2">三輪以上かつ 20cc 超 50cc 以下かつ輪距 0.5m 超</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>二輪</td> <td colspan="2">125cc 超 250cc 以下</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>雪上車</td> <td colspan="2">660cc 以下で専ら雪上を走行するもの</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td></td> <td colspan="2">250cc 超</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td colspan="2">時速 35km 未満</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">一定の規格以下で時速 15km 以下</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table>					車種	区分	総排気量など車両条件		税率	原動機付自転車	第一種	50cc 以下(ミニカーを除く)		2,000円	特定小型	0.6kW 以下かつ一定の規格以下で時速 20km 以下		2,000円	第二種乙	50cc 超 90cc 以下		2,000円	第二種甲	90cc 超 125cc 以下		2,400円	ミニカー	三輪以上かつ 20cc 超 50cc 以下かつ輪距 0.5m 超		3,700円	軽自動車	二輪	125cc 超 250cc 以下		3,600円	雪上車	660cc 以下で専ら雪上を走行するもの		3,600円	二輪の小型自動車		250cc 超		6,000円	小型特殊自動車	農耕作業用	時速 35km 未満		2,400円	その他	一定の規格以下で時速 15km 以下		5,900円
車種	区分	総排気量など車両条件		税率																																																		
原動機付自転車	第一種	50cc 以下(ミニカーを除く)		2,000円																																																		
	特定小型	0.6kW 以下かつ一定の規格以下で時速 20km 以下		2,000円																																																		
	第二種乙	50cc 超 90cc 以下		2,000円																																																		
	第二種甲	90cc 超 125cc 以下		2,400円																																																		
	ミニカー	三輪以上かつ 20cc 超 50cc 以下かつ輪距 0.5m 超		3,700円																																																		
軽自動車	二輪	125cc 超 250cc 以下		3,600円																																																		
	雪上車	660cc 以下で専ら雪上を走行するもの		3,600円																																																		
二輪の小型自動車		250cc 超		6,000円																																																		
小型特殊自動車	農耕作業用	時速 35km 未満		2,400円																																																		
	その他	一定の規格以下で時速 15km 以下		5,900円																																																		
軽自動車税 （種別割）	車種	区分	税率																																																			
			平成 27 年 3 月 31 日 までに最初の新規検査をした車両	平成 27 年 4 月 1 日 以後に最初の新規検査をした車両	重課税率																																																	
	軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																																	
		四輪 乗用	5,500円	6,900円	8,200円																																																	
			7,200円	10,800円	12,900円																																																	
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円																																																	
			4,000円	5,000円	6,000円																																																	
○グリーン化特例（軽課）																																																						
令和 5 年(2023 年)4 月 1 日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日までの間に最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る。）で、次の基準を満たす車両について、当該新規検査を受けた日の属する年度の翌年度分のみ種別割が軽減される。																																																						
軽自動車税 （種別割）	車種	区分	税率																																																			
			ガソリン車・ハイブリッド車（注 2）																																																			
	軽自動車	電気軽自動車、 天然ガス軽自動車 (注 1)	令和 12 年度(2030 年度)燃費基準 90%達成かつ令和 2 年度(2020 年度)燃費基準達成のもの	令和 12 年度(2030 年度)燃費基準 70%達成かつ令和 2 年度(2020 年度)燃費基準達成のもの（注 3）																																																		
			1,000円	2,000円(乗用営業用のみ)	3,000円(乗用営業用のみ)																																																	
		四輪 乗用	1,800円	3,500円	5,200円																																																	
			2,700円	適用なし	適用なし																																																	
		貨物	1,000円	適用なし	適用なし																																																	
			1,300円	適用なし	適用なし																																																	
(注 1) 天然ガス軽自動車は、平成 21 年排出ガス基準から NOx10% 低減達成のもの又は平成 30 年排出ガス規制に適合するものに限る。 (注 2) ガソリン車・ハイブリッド車は、平成 17 年排出ガス基準から NOx75% 低減達成（★★★★★）のもの又は平成 30 年排出ガス基準から NOx50% 低減達成（★★★★★）のものに限る。 (注 3) 令和 7 年(2025 年)3 月 31 日までに取得したものに限る。																																																						
<b>納期</b> 普通徴収 5 月																																																						

税目	課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期																																																			
軽自動車税（環境性能割）	<b>課税標準</b> 新車・中古車を問わず、市内に主たる定置場のある三輪以上の軽自動車の通常の取得価格 ◎免税点……50万円																																																			
	<b>税率</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税 率</th> <th colspan="3">対象車</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>令和5年(2023年)4月～</th> <th>令和6年(2024年)1月～</th> <th>令和7年(2025年)4月～</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td colspan="5">電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車（注1）</td> </tr> <tr> <td>令和12年度(2030年度)燃費基準75%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）</td> <td>令和12年度(2030年度)燃費基準80%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> <td>令和12年度(2030年度)燃費基準60%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）</td> <td>令和12年度(2030年度)燃費基準70%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）</td> <td>令和12年度(2030年度)燃費基準75%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> <td>令和12年度(2030年度)燃費基準55%達成のもの（注2）</td> <td>令和12年度(2030年度)燃費基準60%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）</td> <td>令和12年度(2030年度)燃費基準70%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> <td colspan="5" rowspan="7">上記以外</td></tr> </tbody> </table>						税 率		対象車					自家用	営業用	令和5年(2023年)4月～	令和6年(2024年)1月～	令和7年(2025年)4月～			非課税	非課税	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車（注1）					令和12年度(2030年度)燃費基準75%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）	令和12年度(2030年度)燃費基準80%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）				1.0%	0.5%	令和12年度(2030年度)燃費基準60%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）	令和12年度(2030年度)燃費基準70%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）	令和12年度(2030年度)燃費基準75%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）			2.0%	1.0%	令和12年度(2030年度)燃費基準55%達成のもの（注2）	令和12年度(2030年度)燃費基準60%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）	令和12年度(2030年度)燃費基準70%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）			2.0%	2.0%	上記以外			
税 率		対象車																																																		
自家用	営業用	令和5年(2023年)4月～	令和6年(2024年)1月～	令和7年(2025年)4月～																																																
非課税	非課税	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車（注1）																																																		
		令和12年度(2030年度)燃費基準75%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）	令和12年度(2030年度)燃費基準80%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）																																																	
1.0%	0.5%	令和12年度(2030年度)燃費基準60%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）	令和12年度(2030年度)燃費基準70%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）	令和12年度(2030年度)燃費基準75%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）																																																
2.0%	1.0%	令和12年度(2030年度)燃費基準55%達成のもの（注2）	令和12年度(2030年度)燃費基準60%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）	令和12年度(2030年度)燃費基準70%達成かつ令和2年度(2020年度)燃費基準達成のもの（注2）																																																
2.0%	2.0%	上記以外																																																		
(注1) 天然ガス軽自動車は、平成21年排出ガス基準からNOx10%低減達成のもの又は平成30年排出ガス規制に適合するものに限る。																																																				
(注2) ガソリン車・ハイブリッド車は、平成17年排出ガス基準からNOx75%低減達成（★★★★★）のもの又は平成30年排出ガス基準からNOx50%低減達成（★★★★★）のものに限る。																																																				
<b>納期</b> 三輪以上の軽自動車取得（申告書提出）時																																																				
<b>課税標準</b> 熊本市内において売渡しが行われた製造たばこの本数																																																				
<b>税率</b> 1,000本につき6,552円																																																				
<b>納期</b> 申告納付……毎月の売渡し分を翌月の末日まで																																																				

税目	課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期
入湯税	<p><b>課税標準</b> 1人1日につき</p> <p><b>税率</b> 150円</p> <p><b>納期</b> 特別徴収 …… 毎月の入湯税額を翌月の15日まで</p>
都市計画税	<p><b>課税標準</b> 土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格</p> <p><b>税率</b> 課税標準額の100分の0.3</p> <p><b>納期</b> 普通徴収 …… 固定資産税の賦課徴収と併せて行う。</p>
(※ 平成別十五年度以降課有税停止)	<p><b>課税標準</b> 保有分 …… 1月1日において所有する土地（面積2,000m<sup>2</sup>以上かつ保有期間が10年を超えないもの）の取得価額の合計額 取得分 …… 1月1日又は7月1日前1年以内に取得した土地（面積2,000m<sup>2</sup>以上）の取得価額の合計額</p> <p><b>税率</b> 保有分 …… 100分の1.4（ただし、算出税額から固定資産税相当額を控除する。） 取得分 …… 100分の3（ただし、算出税額から不動産取得税相当額を控除する。）</p> <p><b>納期</b> 申告納付（保有分）5月31日 (取得分) 2月末日又は8月31日</p>
事業所税	<p><b>課税標準</b> 資産割 …… 課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積（免税点 1,000m<sup>2</sup>以下） 従業者割 …… 課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額（免税点 100人以下）</p> <p><b>税率</b> 資産割 …… 1m<sup>2</sup>につき 600円 従業者割 …… 0.25%</p> <p><b>納期</b> 申告納付（法人）事業年度終了の日から2月以内 (個人) 翌年の3月15日まで</p>



---

---

熊本市稅務統計（令和 7 年度版）

令和 7 年 12 月発行

編集・発行 熊本市財政局稅務部稅制課

---

